

第一回國會 厚生委員會 議錄 第三十七号

昭和二十二年十二月五日(金曜日)

午前十二時二分開議

出席委員

委員長 小野 孝君
理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君
理事 有田 二郎君 理事 大瀧電代司君
大田 典禮君 中原 健次君
福田 昌子君 松谷天光君
園田 直君 最上 英子君
降旗 徳弥君 近藤 鶴代君
榊原 亨君 村上 清治君
河野 金昇君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

厚生政務次官 金光 義邦君
厚生事務官 宮崎 太一君
厚生技官 三木 行治君
厚生技官 東 龍太郎君
委員外の出席者 議員 庄司 一郎君
議員 岡村和右衛門君

厚生事務官 久下 勝治君
厚生事務官 高田 浩是君
厚生事務官 木田 鐵郎君
厚生事務官 松崎 芳君
厚生事務官 高部 益男君
農林技官 守田 英雄君
專門調査員 川井 章知君

十二月三日

あん摩、はり、きゆう、柔道整備等
營業法案内閣提出(第二三六號)

十二月四日

船員保険法の一部を改正する法律案

第一類第七号

厚生委員會議錄

第三十七号

昭和二十二年十二月五日

(内閣提出)(第二三四號)
十二月五日

矢田村所在國立藥草試驗場跡下の請願(松本眞一君紹介)(第二三三號)
國立療養所入院費患者負擔反對の請願(松谷天光君紹介)(第二三五四號)

鍼灸醫法制定に關する請願(河野金昇君紹介)(第一三六二號)
遺家族保護に關する請願(齋藤晃君紹介)(第一三六三號)
盲人に鍼灸業繼續許可の請願(齋藤晃君紹介)(第一三八四號)

國立富山病院復興に關する請願(矢後嘉藏君外二名紹介)(第一四〇七號)
中等學校教員の恩給増額の請願(松原一彦君紹介)(第一四〇八號)

生活協同組合法制定の請願(門司亮吾紹介)(第一四二二號)
中等學校教員の恩給増額の請願(志賀健次郎君外二名紹介)(第一四三八號)

恩給増額に關する請願(松本七郎君外一名紹介)(第一四五九號)
生活協同組合法制定の請願(中原健次君紹介)(第一四六三號)

國立療養所入院費患者負擔反對の請願(松谷天光君紹介)(第一四七三號)

戰爭犠牲者の援護に關する請願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九三號)
成年男女の身體検査實施の請願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九四號)
療術師の權益確保に關する請願(加藤シヅエ君紹介)(第一五〇九號)

引揚者の援護強化に關する請願(成田知巳君紹介)(第一五二二號)
生活協同組合法制定反對の請願(有田二郎君外八名紹介)(第一五二四號)

の審査を本委員會に付託された。
十二月四日
生活協同組合法案に關する陳情書(東北海商工會議所協議會長網走商工會議所頭白井仁太郎)(第六〇八號)

生活協同組合法制定促進に關する陳情書(群馬縣利根郡古馬坂村購買利用組合長後藤榮次郎)(第六二二號)
引揚者援護に關する陳情書(北海道釧路市春保永住町大田利兵衛)(第六二六號)

盲人鍼灸業等存続に關する陳情書外一件(北海道帯廣市北海道盲人連盟代表後藤廣市外一名)(第六三三號)
生活協同組合法案反對に關する陳情書(愛知縣中島郡稻澤町中島郡織維製品小賣商業協同組合小澤俊逸外四名)(第六三三號)

國民健康保險制度の刷新強化並びに國庫補助増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻島稔)(第六四八號)

臨時建築制限規則緩和に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻島稔)(第六五三號)
生活保護法による扶助金金額國庫負擔に關する陳情書(香川縣仲多度郡神野村海外引揚同胞會長森政市)(第六六九號)

東北地方の水害罹災者救済に關する陳情書(仙臺市清水小路全日通労働組合東北地區臨時大會)(第六七三號)

海外引揚者の家屋建設費補助に關する陳情書外一件(香川縣仲多度郡家村海外引揚同胞會長山野實外一名)(第六七七號)

海外引揚者援助に關する陳情書(埼玉縣浦和市埼玉縣藤内埼玉縣引揚者同胞厚生會長員山好美外十五名)(第六七九號)

住宅開放並びに生業資金に關する陳情書(香川縣三豊郡莊間村海外引揚同胞會長石川茂吉)(第六八三號)
生活協同組合法案反對の陳情書外一件(京都府下商工協同組合理事長岩本義徳外一名)(第六九四號)

水害罹災農家救済に關する陳情書(宮城縣登米郡佐沼町亙理胤篤外十六名)(第七〇二號)
盲人の鍼灸業禁止反對の陳情書(東京都文京區東京盲學校學生大會委員會)(第七一四號)

を本委員會に送付された。
本日の會議に付した事件
食品衛生法案(内閣提出)(第二三二二號)

醫藥部外品等取締法案(内閣提出、參議院送付)(第二三三三號)
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二三四號)

あん摩、はり、きゆう、柔道整備等

營業法案(内閣提出)(第二三六號)

一 老齡元軍人に恩給復活の請願(矢野庄太郎君紹介)(第二三號)
二 妊産婦に砂糖特配の請願(庄司一郎君紹介)(第二二八號)
三 妊産婦に味噌特配の請願(川越博君外一名紹介)(第四〇四號)

四 南方からの引揚齒科醫に開業許可の請願(本田英作君紹介)(第二四五號)
五 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(山崎道子君紹介)(第二五四號)

六 柔道整備術取締規則の一部改正に關する請願(福田昌子君紹介)(第三〇六號)
七 青年禁酒法制定反對の請願外三件(細川八十八君紹介)(第三七一號)

八 青年禁酒法制定の請願(相馬助治君紹介)(第三八四號)
九 同(坂東幸太郎君紹介)(第三八五號)

一〇 青年禁酒法制定反對の請願(中野實吉君紹介)(第四〇七號)
一一 住宅營團經營住宅買上の請願(佐々木三三君紹介)(第四七五號)

一二 結核豫防ワクチンB.O.G注射中止等の請願(稻村順三君紹介)(第四八二號)

一三 青年禁酒法制定反對の請願(木下榮君外一名紹介)(第五一〇號)
一四 同(岡田夢二君外一名紹介)(第五二二號)

<p>一五 同(的場金右衛門君外一名紹介)(第五二二號)</p> <p>一六 同(酒井俊雄君紹介)(第五一三號)</p> <p>一七 同(川野芳滿君外一名紹介)(第五一四號)</p> <p>一八 同(飯田義茂君外一名紹介)(第五一五號)</p> <p>一九 五大都市における結核療養所を市營に復元の請願(門司亮君紹介)(第五二二號)</p> <p>二〇 結婚問題の指導その他に関する請願(山下春江君外二十六名紹介)(第六一號)</p> <p>二一 産兒制限に関する請願(加藤シヅ子君紹介)(第六九一號)</p> <p>二二 生活協同組合法案反對の請願外二件(佐々木盛雄君紹介)(第七三四號)</p> <p>二三 産兒制限に関する請願(武田キヨ君外二名紹介)(第七七六號)</p> <p>二四 石塚地方病院存置の請願(飯村泉君紹介)(第八二九號)</p> <p>二五 恩給増額に関する請願(古賀喜太郎君紹介)(第八三〇號)</p> <p>二六 鍼灸醫法制定に関する請願(淺沼次郎君外二名紹介)(第八三七號)</p> <p>二七 少年保護事業團體に對する委託補給費増額の請願(磯崎貞序君紹介)(第八五五號)</p> <p>二八 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(竹谷源太郎君紹介)(第八七三號)</p> <p>二九 國立療養所高山莊の修理完成促進の請願(岡村利右衛門君外一名紹介)(第八九八號)</p> <p>三〇 國立遺傳學研究所設置の請願(西山富佐太君紹介)(第九〇一號)</p>	<p>三一 生活協同組合法制定の請願(野澤勝君紹介)(第九一八號)</p> <p>三二 和歌山縣下朝熊部落の人權保障に關する請願(田中松月君外二名紹介)(第九二九號)</p> <p>三三 大阪療養所を具塚市に拂下の請願(平島良一君外二名紹介)(第九四〇號)</p> <p>三四 國立療養所入院費患者負擔反對の請願外三件(庄司一郎君外一名紹介)(第九六〇號)</p> <p>三五 引揚者の住宅問題に關する請願(坂口主税君外五名紹介)(第九七一號)</p> <p>三六 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(田中松月君外三名紹介)(第九九九號)</p> <p>三七 治療師制度の改善に關する請願(岡田春夫君紹介)(第一〇〇二號)</p> <p>三八 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(庄司一郎君紹介)(第一〇三三號)</p> <p>三九 中等學校教員の恩給増額の請願(志賀健次郎君紹介)(第一〇六七號)</p> <p>四〇 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(山崎猛君紹介)(第一〇七一號)</p> <p>四一 恩給増額に關する請願(増田甲子七君紹介)(第一〇七六號)</p> <p>四二 恩給増額に關する請願(唐木田藤五郎君紹介)(第一〇九四號)</p> <p>四三 北海道民に燃料費補助の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一一〇三號)</p> <p>四四 巡査の恩給増額に關する請願(志賀健次郎君紹介)(第一一二六號)</p> <p>四五 舊樺太廳假免許齒科醫師に内</p>	<p>地開業許可の請願(並木芳雄君紹介)(第一一三三號)</p> <p>四六 伊勢崎市の庶民住宅建築費國庫補助その他に關する請願(鈴木強平君外三名紹介)(第一一三四號)</p> <p>四七 竹田町綜合運動場設置費國庫補助の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一一四〇號)</p> <p>四八 恩給増額に關する請願(志賀健次郎君紹介)(第一一四三號)</p> <p>四九 生活協同組合法案反對の請願(庄司一郎君紹介)(第一一五九號)</p> <p>五〇 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(村上清治君紹介)(第一一七八號)</p> <p>五一 鍼灸マッサージュ師法制定に關する請願(小野孝君紹介)(第一一八一號)</p> <p>五二 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(佐々木秀世君外三名紹介)(第一一八五號)</p> <p>五三 驅蟲劑サントニン輸入の請願(福田昌子君紹介)(第一二二七號)</p> <p>五四 鍼灸マッサージュ師法制定に關する請願(齋藤晃君紹介)(第一二四一號)</p> <p>五五 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(森直次君紹介)(第一二四三號)</p> <p>五六 巡査の恩給増額に關する請願(志賀健次郎君紹介)(第一二七七號)</p> <p>五七 新潟縣中央病院及び柿崎病院を中頸城病院に返還の請願(荊木一久君紹介)(第一二七九號)</p> <p>五八 引揚者の援護強化に關する請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九〇號)</p> <p>五九 同(根本龍太郎君紹介)(第一</p>
<p>二九六號)</p> <p>六〇 引揚者の住宅建設の請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九八號)</p> <p>六一 生活保護法による扶助金を全額國庫負擔の請願(根本龍太郎君紹介)(第一三〇三號)</p> <p>六二 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(生越三郎君外一名紹介)(第一三〇四號)</p> <p>六三 生活協同組合法制定の請願外十六件(中原健次君紹介)(第一三〇六號)</p> <p>六四 療術師の權益確保に關する請願(坂東幸太郎君外三十一名紹介)(第一三一號)</p> <p>六五 青森市に國立綜合病院設置の請願(山崎君男君紹介)(第一三一二號)</p> <p>六六 生活協同組合法制定の請願外一件(中原健次君紹介)(第一三一三號)</p> <p>六七 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(船田亨二君紹介)(第一三二六號)</p> <p>六八 同(小野孝君外一名紹介)(第一三二七號)</p> <p>一 兒童福祉増進に關する法令制度の陳情書(群馬縣知事)(第一號)</p> <p>二 生活保護法による保護費の増額並びに全額國庫負擔に關する陳情書(石川縣議會議長)(第二號)</p> <p>三 現行社會保險制度の改善に關する陳情書(關東甲信越各都縣保險課所長協議會)(第三九號)</p> <p>四 生活保護費の全額國庫負擔に關する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次)(第一三〇號)</p> <p>五 鍼灸醫法制定に關する陳情書(日本鍼灸醫聯盟大阪支局大阪府鍼灸會會員大會)(第一三五號)</p>	<p>六 住居法制定に關する陳情書(仙臺市末無掃部丁伊藤忠治)(第一四七號)</p> <p>七 引揚者の住宅難緩和對策に關する陳情書(東京都杉並區馬橋日本住宅緩和本部代表中村教市郎)(第一九三號)</p> <p>八 社會保險行政一元化に關する陳情書(全國公共團體職員勞動組合連合會執行委員長古部秀男)(第一九七號)</p> <p>九 海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書(愛媛縣廳内愛媛海外引揚者更生會長山澤和三郎)(第二二號)</p> <p>一〇 宇多野療養所市營還元に關する陳情書(京都市會議長高森吉次郎)(第二三五號)</p> <p>一一 生活協同組合法制定促進に關する陳情書外一件(東京都豊島區日本協同組合同盟會長貫川豐彦外一名)(第二四一號)</p> <p>一二 伊東市に都結核療養所設置反對の陳情書(靜岡縣伊東市結核療養所設置反對伊東中學校設立期成同盟會)(第二五九號)</p> <p>一三 消費組合法(生活協同組合法)制定促進の陳情書(兵庫縣三原郡阿萬町消費組合理事長土井一二外六百四十四名)(第二七六號)</p> <p>一四 精神病院法の一部改正に關する陳情書(香川縣綾歌郡川津村木村與市郎)(第二八九號)</p> <p>一五 秋田縣水害に對する救済に關する陳情書外二百五十七件(秋田市秋田高等女學校猿田キヨ外二百五十七名)(第三一一號)</p> <p>一六 生活協同組合法案に關する陳情書(東京商工會議所會頭高橋龍太</p>	<p>二九六號)</p> <p>六〇 引揚者の住宅建設の請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九八號)</p> <p>六一 生活保護法による扶助金を全額國庫負擔の請願(根本龍太郎君紹介)(第一三〇三號)</p> <p>六二 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(生越三郎君外一名紹介)(第一三〇四號)</p> <p>六三 生活協同組合法制定の請願外十六件(中原健次君紹介)(第一三〇六號)</p> <p>六四 療術師の權益確保に關する請願(坂東幸太郎君外三十一名紹介)(第一三一號)</p> <p>六五 青森市に國立綜合病院設置の請願(山崎君男君紹介)(第一三一二號)</p> <p>六六 生活協同組合法制定の請願外一件(中原健次君紹介)(第一三一三號)</p> <p>六七 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(船田亨二君紹介)(第一三二六號)</p> <p>六八 同(小野孝君外一名紹介)(第一三二七號)</p> <p>一 兒童福祉増進に關する法令制度の陳情書(群馬縣知事)(第一號)</p> <p>二 生活保護法による保護費の増額並びに全額國庫負擔に關する陳情書(石川縣議會議長)(第二號)</p> <p>三 現行社會保險制度の改善に關する陳情書(關東甲信越各都縣保險課所長協議會)(第三九號)</p> <p>四 生活保護費の全額國庫負擔に關する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次)(第一三〇號)</p> <p>五 鍼灸醫法制定に關する陳情書(日本鍼灸醫聯盟大阪支局大阪府鍼灸會會員大會)(第一三五號)</p>

第九條 施術者が、第三條各號の一に掲げる者に該當するときは、都道府縣知事は、期間を定めてその業務を停止し、又はその免許を取り消す。

第十條 都道府縣知事は、施術者から必要な報告を提出させ、又は當該吏員にその施術所に臨検し、その清潔保持若しくは規格に關して検査をさせることができる。

第十一條 この法律に規定するものの外、免許、試験科目、受験手續その他試験に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第十二條 何人も、第一條に掲げるものを除く外、醫業類似行為を業としてはならない。

第十三條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて第二條第一項に規定する學校又は養成施設の認定及び試験、第八條第一項に規定する指示又は第十一條第二項に規定する處分に関する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び都道府縣に、施術者、醫師及び學識経験のある者の中から命ぜられた

者で組織されるあん摩、はり、きゆう、柔道整復營業諮問委員會を置く。
委員會は、厚生大臣又は都道府縣知事に協力しなければならぬ。
委員會は、會長一人及び委員十二人以内でこれを組織し、會長及び委員は厚生大臣又は都道府縣知事によつて命ぜられ、且つ、無報酬とする。
前三項に定めるものの外、委員會に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十四條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。
一 第一條の規定に違反してあん摩、はり、きゆう又は柔道整復を業とした者
二 第五條乃至第七條若しくは第十二條の規定又は第八條第一項の規定による指示に違反した者
三 第九條第二項の規定による業務停止中の施術者であつて、その業務をした者
四 第十條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
五 第十一條第一項の規定に基いて發せられた免許若しくは施術所の清潔保持若しくは規格に關する省令又は同條第二項の規定による處分に違反した者

第十六條 明治四十四年内務省令第十號按摩術營業取締規則、明治四十四年内務省令第十一號鍼術灸術營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七號柔道整復術營業取締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八號(按摩術營業取締規則、鍼術灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取締規則の特例に關する省令)によつてした營業の免許又は停止の處分は、夫々この法律の相當規定によつてしたものとみなす。

第十七條 都道府縣知事は、前條に掲げる省令の規定によつて免許鑑札を受ける資格のある者であつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日まで免許を受けることができなかった者に對しては、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年六月三十日まで、夫々その免許を與えることができる。

第十八條 都道府縣知事は、内地以外の地で、その地の法令によつて、あん摩術、はり術、きゆう術又は柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げた者に對しては、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年十二月三十一日まで、その履歴を審査して、夫々その免許を與えることができる。

第十九條 この法律公布の際、引き続き三箇月以上第一條に掲げるものを除く外、醫業類似行為を業としてゐる者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府縣知事の届け出た者は、第十二條の規定にかかわらず、なお、昭和三十年十二月一日までは、當該醫業類似行為を業とすることが出来る。

第二十條 第十三條に規定する委員會は、厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて前條第三項に規定する業務の禁止に關する重要事項を調査審議することができる。
第二十一條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。
一 第十九條第二項において準用する第七條の規定又は第十九條第二項において準用する第八條第一項の規定による指示に違反した者
二 第十九條第三項の規定による業務停止中の者又は同項の規定による禁止處分を受けた者であつて、その業務をした者
三 第十九條第二項において準用する第十條第一項の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 第十九條第二項において準用する第十一條第一項の規定に基

いて發せられた施術所の清潔保持若しくは規格に關する省令又は同條第二項の規定による處分に違反した者
船員保險法の一部を改正する法律案

船員保險法の一部を次のように改正する。
第一條中「負傷、」の下に「失業、」を加える。
第五條中「傷病手當金、」の下に「失業保險金、」を加える。
第九條に次の二項を加える。
被保險者タリシ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ船舶所有者ニ對シ失業保險金ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得其ノ請求アリタルトキハ船舶所有者ハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ被保險者タリシ者ニ交付スベシ
行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者又ハ保險給付ヲ受クル者ヲシテ其ノ者ノ異動、報酬其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭セシムルコトヲ得

第二十條中「船舶借入人」の下に、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者」を加える。
第二十二條第三項中「保險給付」を「失業保險金以外ノ保險給付」に改める。
第二十七條ノ三中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に、同條第二項中「前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未満ナルトキハ其ノ

る事項につき都道府縣知事の届け出た者は、第十二條の規定にかかわらず、なお、昭和三十年十二月一日までは、當該醫業類似行為を業とすることが出来る。

第二十二條 第三項中「保險給付」を「失業保險金以外ノ保險給付」に改める。
第二十七條ノ三中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に、同條第二項中「前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未満ナルトキハ其ノ

る事項につき都道府縣知事の届け出た者は、第十二條の規定にかかわらず、なお、昭和三十年十二月一日までは、當該醫業類似行為を業とすることが出来る。

期間ノ平均報酬月額ニシテノ報酬月額ニ、同條第五項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に改める。
第三十三條ノ次に次のように加ふる。

第二節ノ二 失業保険金

第三十三條ノ二 被保険者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リ労働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザルトキハ失業保険金ヲ支給ス

第三十三條ノ三 被保険者タリシガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日以前一年間ニ於テ通算シテ六月以上被保険者タリシコトヲ要ス

前項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ニ掲グル契約ニ基キ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一號又ハ第二號ノ契約ニ基キ使用セラレタル者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ同一船舶所有者ニ使用セラレタルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約
二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約

第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル一年ノ期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基キ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ四 前條ノ規定ニ該當

第一類第七号 厚生委員会議錄 第三十七号 昭和二十二年十二月五日

スル者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ政令ノ定ムル所ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

第三十三條ノ五 失業保険金ハ被保険者タリシ者ノ被保険者タリシ期間ノ最後ノ月及其ノ前月ニ於ケル報酬日額ヲ平均シタル額ニ基キ之ヲ算定ス但シ其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ終業規則ニ基キ昇給其ノ他之ニ準ズル報酬ノ増加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル報酬日額ニ基キ之ヲ算定ス

失業保険金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬日額ノ平均額ニ其ノ額ニ應ジ別表第五ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額トス

被保険者タリシ者ハ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自己ノ労働ニ依リ収入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ収入ノ額ガ失業保険金算定ノ基礎トナリタル報酬日額ノ百分ノ八十二相當スル金額ニ達セザルトキハ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル失業保険金算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

被保険者タリシ者第三十條ノ規定ニ依リ傷病手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ失業保険金ハ其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ額ヨリ其ノ支給ヲ受クベキ傷病手當金ノ額ヲ控除シタル額トス

第三十三條ノ六 失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保険者ガ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後最初ノ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ起算シ一年間ヲ限度トス

前項ニ規定スル期間内ニ同項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ前項ノ期間ハ其ノ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算ス

第三十三條ノ七 失業保険金ハ被保険者タリシ者ガ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ求職ノ申込ヲ爲シタル日ヨリ起算シ失業ノ日數ヲ通算シ七日ニ滿タザル間ハ之ヲ支給セズ但シ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ガ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ前條第一項ノ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八 失業保険金ハ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル期間内ニ於テ通算シテ百八十日分ヲ超エテ之ヲ支給セズ

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ前ノ資格ニ基キ失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ九 失業保険金ハ船員職業紹介所、公共職業安定所又ハ都道府縣廳ニ於テ一週間ニ一回其ノ日以前ノ七日分（失業ノ認定ヲ受ケザリシ日分ヲ除ク）ヲ支給ス但シ厚生大臣ハ必要アリト認ムルトキハ船員保険委員會ノ意見ヲ聽キ失業保険金ノ支給ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

船員職業紹介所、公共職業安定所又ハ都道府縣廳ハ各被保険者タリシ者ニ對シ失業保険金ヲ支給スベキ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知ス

第四十一條第一項、第三項、第四十二條ノ二、第四十二條第二項、第四十二條ノ二及び第四十二條ノ三第一項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に改める。

第四十六條第二項中「被保険者タル者」の下に「又ハ失業保険金ノ支給ヲ受クル者」を加ふる。

第五十條ノ二第一項及び第五十條ノ三「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に改める。

第五十二條ノ二 被保険者タリシ者ノ紹介ノ職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間ハ失業保険金ヲ支給セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 紹介セラレタル職業又ハ補導ヲ受クベキコトヲ指示セラレタル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適當ト認メラルトキ

二 就職スル爲現在ノ住所又ハ居所ヲ變更スルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ變更ガ困難ト認メラルトキ

三 就職先ノ報酬方同種ノ業務及技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水準ニ比シ不當ニ低額ナルトキ

四 職業安定法第二十條ノ規定ニ違反シ労働争議ノ發生中ノ事務所ニ紹介シタルトキ

五 其ノ他正當ノ理由アルトキ

船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各號ノ一ニ該當スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ厚生大臣ガ船員保険委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ

第三十八條第八節中第五十七號ノ二の次に次の一號を加ふる。

第五十七條ノ三 被保険者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所又ハ居所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保険者タリシ者及其ノ者ニ依リ生計ヲ維持セララルル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給ス

二九一

ルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キテ之ヲ定ム

第五十八條第一項に次の但書を加ふる。

但シ失業保險金ノ支給ニ付テハ之ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負擔ス

第五十九條第二項を削り、同條に次の三項を加ふる。

前項ノ保險料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタル月々保險料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ規定ニ依リ徵收スル保險料ノ保險料率ハ左ノ如シ

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十九圓二十錢ノ割合

二 第三十三條ノ第三項ノ規定ニ依リ期間ノ被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十七圓ノ割合

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十二圓二十錢ノ割合

第六十條 被保險者及被保險者ヲ使用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從ヒ保險料額ヲ負擔ス

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ被保險者ニ於テ保險料額ノ十九・二分ノ七・九、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十

九・二分ノ十一・三

二 第三十三條ノ第三項ノ規定ニ依リ期間ノ被保險者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ十一・二

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險料額ノ全額ヲ負擔ス

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ保險料を控除シタルトキハ之ニ關スル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

第六十九條中「指定シタル者」の下に「故ナク」を加え、同條に左の二號を加ふる。

三 第六十一條本文ノ規定ニ違反シ其ノ納付スベキ保險料ヲ納付セザルトキ

四 第九條第二項ノ規定ニ依リ證明ヲ拒ミタルトキ

第六十九條ノ二中「關係者」の下に「故ナク」を加ふる。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第二條 改正後の第三十三條ノ第三項に規定する被保險者であつた期間には、昭和二十二年十一月一日前における被保險であつた期間はこれを算入しない。

第三條 政府は、被保險者が左に掲げる事項に該當するときは、昭和二十三年四月三十日までは、失業手當金を、同年五月一日以後は、失業保險金を支給する。

一 船員として船舶所有者に使用されなくなつた日まで六箇月以上、船舶所有者に使用されたこと。

二 前號に該當する者が昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において、船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三十三條ノ第三項の規定に該當しないこと。

前項の規定によつて失業手當金（同項に規定する失業保險金を含む。第十一條の場合を除いて以下同じ。）の支給を受けることができない者が、第五條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、同項に該當しないときで、前の資格に基き失業手當金を支給する。

被保險者が第一項の規定により失業手當金の支給を受けたときは、その支給について計算の基礎とされた期間は、改正後の第三十三條ノ第三項に規定する被保險者であつた期間に、これを算入しない。

第四條 前條の規定に該當する者（以下受給資格者といふ。）が、失業手當金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならぬ。

一 前條の規定に該當することを證明する文書その他必要な書類を船員職業紹介所又は公共職業安定所に提出すること。

二 船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

第五條 失業手當金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第六條 失業手當金は、受給資格者が第四條の規定により船員職業紹介所又は公共職業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日數が通算して三十日に満たない間は、これを支給しない。但し、失業手當金の支給を受けた者が前條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、この限りでない。

第七條 失業手當金は、第五條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えてこれを支給しない。

第八條 受給資格者が改正後の第三十三條ノ第三項の規定に該當するに至つたときは、失業手當金を支給しない。

第九條 受給資格者が、船員職業紹介所又は公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手當金を支給しない。但し、左の各號の一に該當するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき。

二 就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の報酬が、同種の業務及技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不當に低いとき。

四 職業安定法第二十條の規定に違反して、勞働争議の發生してゐる事務所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他正當の理由のあるとき。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、受給資格者について、前項各號の一に該當するしないかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保險委員會の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十條 第三條第一項に該當する者が自己の責に歸すべき重大な事由に因り又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合により船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手當金を支給しない。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三條第一項に該當する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたかどうかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保險委員會の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十一條 失業手當金の支給に要する出費は、國庫において全額これを負擔し、第三條第一項の失業保

険料額を負擔し、第三條第一項の失業保

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

別表第五

等級	報酬日額ノ平均額	比率
一	二十圓未満	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未満	七五%
三	二十五圓以上三十圓未満	七〇%
四	三十圓以上三十五圓未満	六五%
五	三十五圓以上四十圓未満	六〇%
六	四十圓以上四十五圓未満	五五%
七	四十五圓以上五十圓未満	五〇%
八	五十圓以上五十五圓未満	四五%
九	五十五圓以上六十圓未満	四〇%
一〇	六十圓以上七十圓未満	三五%
一一	七十圓以上八十圓未満	三〇%
一二	八十圓以上九十圓未満	二五%
一三	九十圓以上百圓未満	二〇%
一四	百圓以上百五十圓未満	一五%
一五	百五十圓以上二百圓未満	一〇%
一六	二百圓以上二百五十圓未満	五%
一七	二百五十圓以上	〇%

備考

一 本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超

ニルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス
 二 失業保険金ニ付テハ失業保険法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保険金額表ガ改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十四級及第十五級中「百五十圓」ヲ「百五十五圓」ニ、第十五級及第十六級中「百六十圓」ヲ「百七十圓」ニ、第十六級及第十七級中「百七十圓」ヲ「百九十圓」ニ變更シ適用スルモノトス

○金光政府委員 たいだいま議題となりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案について、その提案の理由を説明いたします。あんま、はり、きゆう、柔道整復及び醫業類以行為に關する現行の法規でありますところの、明治四十四年内務省令第十號按摩術營業取締規則、明治四十四年内務省令第十一號鍼灸術營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七號柔道整復術營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第二十八號按摩術營業取締規則、鍼灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取締規則の特例に關する省令、及び昭和二十二年厚生省令第十一號醫業類以行為をなすことを業とする者の取締に關する省令は、何れも昭和二十二年法律第七十二號日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律第一條の規定によつて、本年十二月末日限りその效力を失いますので、右省令に代えて、あんま、はり、きゆう、柔道整復等の營業に關する法律を制定する必要があるものであります。これがこの法律案を提出

する理由であります。以下この法律案の内容の大略を申し上げます。
 まづ第一にこれらの施術を業として行おうとする者は、必ず都道府縣知事の免許を受けなければならないこととし、かつ免許は公認の學校または養成施設を卒業した上、都道府縣知事の行う試験に合格した者でなければ與えられないこととしております。これはいやくも人體の疾病、健康に關する業務は、一定の學術技能を修めた者でなければこれを行使できないものとするべし、保健衛生上絕對に必要であるからでありまして、従来とも同様の免許制度をとつてまいつたのであります。が、この際免許を受ける資格の程度を従来よりも相當引上げて、これらの者の素質の向上をはかることとしたのであります。

第二に免許は一定の缺格條件に該當する者に對しては、これを與えないこととしていたしております。すなわち精神病にかかつている者には免許を與えないこととし、また傳染性疾患にかかつている者もしくは業務に關し、犯罪もしくは不正の行為があつた者等であつて、業務を行ふに適しない者に對しては、同様に免許を與えないこととして、直接間接に施術の内容及びこれらの者の素質の向上をはかつております。

第三に業務に關する規定としまして、これらの者は、外科手術、藥品の投與指示等の行為をしてはならないことと規定し、また、あんま師及び柔道整復師について一定の業務上の制限を付してあります。また業務に關する廣告についても一定の制限を付してあります。なお都道府縣知事は衛生上の必要に基いて、業務に關する必要な指示をなし、または施術者から必要な報告を提出させ、その他當該吏員に施術所の検査をさせる等の措置をなし得ることとし、その業務の監督指導に遺憾なきを期してあります。

第四にあんま、はり、きゆう等と異なり、従来中央の法令においては、それ自體として正式に取上げられることなく、あるいは國民醫療法により取締りあるいは都道府縣令に基いて届出制度等により、適宜取締りを行つておりました。いづゆる醫業類以行為ないし療術行為は、醫療衛生上種々の弊害も考えられますのみならず、存置の根拠も乏しいと考へられますので、今後新規には一切認められないこととし、これを業として行ふことはできないこととしたのであります。

第五に關係業者、醫師、學識經驗者からなる諮問委員會を中央、地方に設けまして、學校養成施設の認定、その他業務上の指導監督につきまして、これを民主的に運営し、その適切妥當を期するため、重要な事項を調査審議させることとしたしております。

以上が本案の骨子であります。なお従来これらの業務を行つておりました者の既得權とでも申すべきものを保護する等のための経過的措置としまして、従來の規則によつて免許を得た者についてはそのままこれを認め、また免許を得る資格があつた者、または外地においてこれらの業務を行つていた者であつて、内地に引揚げた者等の免許に對しては、それ／＼一定の例外措置をなすこととしてあります。なお従来一定期間以上いづゆる醫業類以行為を業としていた者であつて、本法施行

要に基いて、業務に關する必要な指示をなし、または施術者から必要な報告を提出させ、その他當該吏員に施術所の検査をさせる等の措置をなし得ることとし、その業務の監督指導に遺憾なきを期してあります。
 第四にあんま、はり、きゆう等と異なり、従来中央の法令においては、それ自體として正式に取上げられることなく、あるいは國民醫療法により取締りあるいは都道府縣令に基いて届出制度等により、適宜取締りを行つておりました。いづゆる醫業類以行為ないし療術行為は、醫療衛生上種々の弊害も考えられますのみならず、存置の根拠も乏しいと考へられますので、今後新規には一切認められないこととし、これを業として行ふことはできないこととしたのであります。
 第五に關係業者、醫師、學識經驗者からなる諮問委員會を中央、地方に設けまして、學校養成施設の認定、その他業務上の指導監督につきまして、これを民主的に運営し、その適切妥當を期するため、重要な事項を調査審議させることとしたしております。
 以上が本案の骨子であります。なお従来これらの業務を行つておりました者の既得權とでも申すべきものを保護する等のための経過的措置としまして、従來の規則によつて免許を得た者についてはそのままこれを認め、また免許を得る資格があつた者、または外地においてこれらの業務を行つていた者であつて、内地に引揚げた者等の免許に對しては、それ／＼一定の例外措置をなすこととしてあります。なお従来一定期間以上いづゆる醫業類以行為を業としていた者であつて、本法施行

後必要な届出をした者は、本法施行後も一定期間内はその業務を行い得ることとし、これに對しては業務及び廣告の制限並びに衛生上の指示検査等の監督指導、その他業務の停止禁止等の處置をなし得ることとしております。何とぞ御審議の上、可決せられるよう希望いたします。

次にたゞいまい議題となりました船員保険法中改正法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本改正法律案の趣旨は、船員保険法の改正によりまして、すなわち船員保険制度の中において、船員に對する失業保険ないし失業手当制度を創設實施せんとする點にあるのでありまして、その目的が、船員が失業いたしました場合に、失業保険金または失業手当金を支給いたしましたして、その生活の安定をはかるとともに、その運営にあたりまして、職業紹介機關と密接な連絡を保持することにより、失業船員に對して能う限り就職の機会を與えようとする點にありますことは、さきに本國會の御審議を経ました陸上労働者に對する失業保険法及び失業手当法との目的とまったく同様であります。これを失業保険法、失業手当法から引き離しまして、本改正法律案により、船員保険制度の中に織り込んで實施いたしますのは、船員が海上労働者として陸上労働者と異なる特殊な労働事情を有しており、船員保険制度は、かかる事情のもとにある船員に對する総合的な、唯一の保険制度として従來實施運営されて來つてゐる點に鑑み、むしろその中に失業保険、失業手当の制度を織り込むことの方が便宜ではないかと考えたからであります。

改正案の内容すなわち制度の内容につきましても、できるだけ陸上労働者に對する失業保険ないし失業手当制度の内容に準じて立案いたしました。その概要を申し上げます。

一、まず失業保険制度につきましては、(一)受給の要件といたしましては、改正法實施後六箇月以上船員保険の被保険者すなわち船員であつたこと及び離職後定期的に船員職業紹介または公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けること。(二)支給日数は離職後一年の受給期間中において通算して百八十

日。(三)支給日額は標準報酬日額の百分の八十ないし百分の四十の範囲内で定められた低額所得者には高率の、高額所得者には低率の額。(四)支給の方法は原則として一週間に一回あつて船員職業紹介所、公共職業安定所または都道府縣廳において支給することとした。また(五)なお受給者が船員職業紹介所または公共職業安定所が紹介した適當な職につくことを、正當の理由なく拒んだ場合には、支給の制限をなし得ることとして、本制度が單なる失業救済に終らざるよう留意いたしました。(六)次に本事業運営に要する費用につきま

しては、被保険者たる船員及び船員を雇用する船舶所有者は、それぞれ毎月標準報酬月額額の千分の十一に相當する保険料を負担するとともに、國庫においては保険給付に要する費用の三分の一及び事務費を負担することとした。なお本改正案におきましては、失業保険のみならず、船員保険全體の保険料を掲げました。

二、第二に失業手当制度につきましては、(一)受給の要件といたしましては、改正法實施後昭和二十三年四月三

十日までに離職し、離職當時引續き六箇月以上船員であつたこと、及び離職後定期的に船員職業紹介または公共職業安定所に出頭して、失業の認定を受けること。(二)支給日数は離職後一年の受給期間中において通算して百二十日。(三)支給日額は標準報酬日額の百分の七十五ないし百分の三十五の範囲内で定められた低額所得者には高率の、高額所得者には低率の額。(四)支給の方法は失業保険金の場合と同様、原則として一週間に一回あつて船員職業紹介所、公共職業安定所または都道府縣廳において支給することとした。また(五)なお受給者が、職業紹介機關が紹介した適當な職につくことを正當の理由なく拒んだ場合には、失業保険金の場合と同様の理由で失業手当金を支給しないこととした。また(六)次に失業手当金支給に關する出費につきましては、國庫において全額負擔することとした。

三、以上申し上げましたほか、失業保険ないし失業手当制度實施に必要な船舶所有者または被保険者もしくは保険給付を受ける者に對する負擔規定、必要な罰則の改正等を行いました。

以上改正法律案の概要を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○小野委員長 たゞいま提案理由の説明のありました船員保険法の一部を改正する法律案、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法案、この二つの法案のほかに、前會の委員會で提案理由の説明のありました食品衛生法案及び醫藥部外品等取締法案、この四件を議題といたしまして、審議を進めたい

と思ひます。

それではこの通告者があつたお見えになりませんから、その前に福田昌子さんから緊急質問が出ておりますので、これを許します。福田昌子さん。

○福田(昌)委員 たゞいま提案理由の御説明がありましたあん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法案に關する質問をいたします前に、ひとつ緊急質問を申し上げます。福田昌子さん。

醫藥團の解散に關する質問でございます。本年の一月下旬であつたかと思ひますが、本年の一月下旬であつたかと思ひますが、この醫藥團の解散に關しては、約十一月経つておりますが、醫藥團の現状を見ますと、ハツパイエントに片づいた解決を認められつつある病院というものは、ほとんどない現状でありまして、一般の醫療團の病院と申しますのは、その營業の主體がどこにあるかということに對しまして、非常に迷つておるのであります。そのために従業員というものは、だん／＼やめていつておる現状にあり

ます。従いまして病院の運営というものは非常によろそかになり、従つて患者に對しますところの醫療措置というものも、非常にないがしろになつておるといふのが今日の現状であります。

醫藥團を解散すると一口に言つておりましたが、その經營の主體——病院に動めており、病院の經營方針というものをきめなないで、ただ漫然とした解體方針をとるといふことは、今日の醫療行政に對しまして、非常なる缺陷であります。そういう意味におきまして、私はまず第一に、政府がこの醫療團の解體にあつて、その經營の主體をどこにおかれておるかということ

に對しまして、御答辯願ひたいと思ひます。

○東政府委員 醫藥團の解散が閣議の決定になりましたから、今日まで約一年に近い日子を経たことは仰せの通りであります。この間解散のことが決定いたしましたと同時に、いろいろな意味で動搖もあり、不安もあつたことも事實であります。その點については醫療團の解散が事實となるまでの間も、また解散の法律が國會を通過いたしました

て、解散が現實の問題となりました今日においても、その經營の主體は醫藥團のものにあるのでありまして、醫藥團が解散の有無にかかわらず、醫藥團本來の使命のために萬全の策を講ずることが當然のことと存じます。従つて厚生省といたしましては、醫藥團に對していわゆる監督の地位にありますが、今お話にありましたような公共醫療機關としての使命の達成に重大なる悪い影響のあることの起らないように、できる限り指導はいたしてきて

るのであります。従つて醫藥團の一般病院の將來の經營主體が決定いたしますまで、そしてその方に經營の主體が移りますまでは、依然として解散法人である醫藥團がその責に任ずるものであります。しかしながら一方すでに醫療團の清算管理委員會も、委員の任命手續中でありまして、きわめて近日中にその第一回の管理委員會を開きまして、移讓の根本方針を決定いたしました。そして新しい經營主體への移讓が決定いたしますれば、その財産の終局的處理の行われます以前において、なるべく速やかに新しい經營體にその經營を醫藥團から移しまして、新しいスタートをきるることによつて、そ

どん／＼やめていつております。ですから人数の上からいきましても、約三分の一の従業員はすでにやめております。従いまして病院の運営は半ば麻痺状態に立至つておるわけでありまして、もし日本の今日の医療行政に對して、最も關心をもち、向上をはからうというお考えがございましたならば、こういう病院に勤めておる人たちをやることなく、安心して病院に勤務し、今日の自分らの業務を完全に果すことができるだけの待遇をしてやるようにしなければならぬと思つて、そういう意味におきまして、医療團に勤めておる人に約一年間にもわたつて、非常に不安な氣持を起させることがないように、もう少し速やかにこの医療團の解散にあたることへの措置を即刻に、緊急におきめになつていただきたいと思つて、それと同時に國庫の補助に關しまして、もつと大幅の關心をこれに對しておもひいたいただき、かように私は希望するものであります。なお医療團の解散にあたりまして、これを他に委譲する場合にはいろいろな機具、建物に對するところの見積りというものは、何を見當にしてなさるのでしようか。

○東政府委員 医療團の病院を委譲いたしまする場合の評価基準のことにお尋ねと思つて、医療團がそれら医療團の財産といたしまして、きの、いわゆる帳簿價格が明確にわかつておるはずであります。それをとにしまして、帳簿價格をもつて見積るといふ考へはないのでありまして、昭和何年何月にこれ／＼の價値のあつたものだといふことはわかつておりますので、それからの経過年數、あるいは

また医療團がそれを自分の財産といたしまして以後、そのものに對して加えたいたる／＼な修繕その他財産の増がありましようし、あるいはまたいろいろの災害等によりまして財産としての價値の減耗もございましょう。それらのものを個々について考慮いたしました上で、適當な評価基準を求めたい。全體といたしましては医療團は解散にあたりまして決して利益を見積る必要はないのであります。がしかしながらまたその財産の處理によつて医療團が破産に陥るといふことは、これは絶対にあつてはならないことでありまして、破産に陥りません節度内において、なるべく高くない價格をもつてこれを譲り渡したい。さうに考へております。

○小野委員長 よろしゅうございませぬ。先ほどの御説明では第一でございせんば地方廳にその經營を委ねたいという御説明がございまして、もし地方廳がそれを受入れるだけの財源がなければいけません、さういふ御説明でございまして、ただいたし方がないという御説明だけななく、これに對して政府としては何か積極的な考へをおもちでないでございませうか。たとえば低利資金の貸付とか、あるいは病院をそのまま、一應それに類したような何らか積極的な考へはないでしようか。

で、その病院があくまでも公共的医療機關として存立いたすべきものであるといたしますれば、地方廳がかりに新しい經營者としてそれになり得ないという場合においては、その個々の問題につきまして十分考慮いたします。たとえば場合によりましては、それを一時國において引受けますとか、あるいはまたその他の方法を考へますとか、いずれにしても公共医療機關としての機能が消失しないような最善の方法を考へたいと思つております。

○福田(昌)委員 私といたしましては最後に次の三つの點を希望いたします。一、医療團の解散に對して政府側が非常に逼々としてその態度をおきめにならないといふことに對して非常な不滿をもつておりますから、可及的速やかにこの医療團の解散に對する病院の措置というものを積極的にきめていただきたい。それに對しまして私の考へをいたしましては、その經營の主體を、それから先のこととは問はず、一應は地方廳に委ねるといふ方針をとつていただきたい。あるいはそこに勤めておられますところの醫師、看護婦その他の一般従業員に對しますところの待遇を、少くとも世間並の待遇をしていただくように、待遇改善に關する國庫補助というものを考へていただきたい。さらに私は、今日ありますところの医療團の病院そのものがつぶれることがないように、今後やめる病院がないように、それを防止する策をとつていただきたい。そして今日あるところの病院そのものを、今後も經營できるような状態にしたいので、さういふような病院が十分に働き得るような措置をとつていただきたい。この三つの點を希望いたします。

○小野委員長 有田二郎君。○有田委員 本日議題になつておる衛生部外品等取締法案につきましても、衛生部が漏れておるが、この衛生部は婦人にとりまして重大なる問題であります。この問題につきましても、當局はどういうお考えでありますか、伺いたいと思つております。

○東政府委員 衛生部が衛生部外品に漏れておるといふことでは、衛生部と脱脂綿と規格がわかるわけでありまして、薬事法によりまして、脱脂綿と衛生綿という上下に二つの規格というふうなものにでもいたしました。衛生部外品としてではなく、薬事法による取締りによりまして、この衛生綿を處理してゆきたい、さうに考へております。

○田中(松)委員 法案今朝いただいたばかりで、まだ十分吟味いたしておりませんので、あるいは的はずれなお尋ねをするかもしれませんが、その點御了承願ひます。このあんま、はり、きゆう、柔道整復術その他の一連の案件につきましては、法案を審議する上には、ただ単に醫學上の問題についていろいろの研議する以外に、大きな社會問題として考慮を拂わなければならぬ案件でございまして、この點については、政府當局も、あるいは委員長初め各厚生委員の皆さんも、あらゆる方面からいろいろの陳情請願を受けておられること、ございませうか、大きな社會問題になつたことで、延いてはその間にいろいろの揣摩臆測というふうなものもありまして、場合によつては厚生委員會全體の名譽に關するやうな妙なデマも飛んだこともございまして、私も迷惑しておる點もございまして、さういふ點につきましては、この際ばかり世間の疑惑を解くようにしておきたいと思つております。お断り申し上げておきますが、私はまつたく醫學の問題については素人でございまして、私が今お尋ね申し上げることは、いわゆるその道の研究をされた方々から見られると、あるいは矛盾したことを申し上げるかも知れないし、あるいは醫學上の問題に對してまつたく何らの知識もないやうな點が指摘されるやうなことが多いと思つておられます。私どもは、ただ単にこれを醫學上の問題としてでなしに、關連した大きな社會問題として考へたいのでございまして、さういふ點も含んでお尋ねをしたいと思います。當局といたしましてもお含みで御答辯をお願いしたいと思つております。

○小野委員長 田中松月君。まづ試験制度についてであります。この試験制度につきまして、法案をちよつと今日を通しただけでありますから、あるいはあとよく調べてみると納得がいくかも知れませんが、試験制度にするというのであります。その試験の制度について、たとえば昔から、あんま、はり、きゆう、といふやうなものは、何もういふ法案はなくとも、世間的にみますと、目の悪い人たちの專業のやうなぐいに見られておりました。現に全國の盲啞學校では例外なくあんま、はり、きゆう、といふやうなことを教えておるやうでありますし、ほとんど目の悪い人たちはあんま、はり、きゆう、といふ

い、いわゆる今日世界の大問題になつておる原子爆弾のあれに類するような光線とあまり變らぬような光線だそうですが、それほど大きな影響力をもつておる放射線の操作を行ふ人たちが、今のところでは何でも器用な者であつたら、まったく何らそういう問題に對して講習も、あるいは正規の教育も受けていないような者でも、白い上つぱりを着ると、すぐにハンドルをまわしてジャークをかけるというようになつておることを聞いて、私はびつくりしたのでございますが、そういうものを相當嚴重なる、高度の試験制度にして、この人に扱わしたらまづなく危険はないというぐあいに、吟味しなければならぬように私も素人で考へるのですが、現行におきましてはそれほど大きな仕事をしておる人が、器用な者がだれでもハンドルをまわすというようになつておるとおると、このことを聞きますが、この點について一體どうなつておるのか、私も素人の考へでは、そういうものこそ高度の試験制度をやつて、相當の放射線技師とか何とかいうような肩書のある、信頼のできる者にのみ限つてやらすべきことじゃないかと思ひますが、この點についてお伺いします。

○東政府委員 X線そのものの人體に對する危険性につきましては仰せの通りでございますが、現在放射線の技術者が働いておられるのは、すべて醫師の監督のもと、醫師の指導のもと、醫師がいわゆる處方を出して、その醫師の處方に基いて行ふというのでありますから、その技術者それ自身の獨自の見解によつて危険を冒させるような行為はしてはいないはずであります。すべ

て醫師が放射線を照射いたしますことについての監督と指導の責任をもつておるわけでございます。

○田中(松)委員 御説の通りであつたら私はいろいろお尋ねはいたしません。私が、私も肉身の者だけでもすでに數人の者が數十回にわたつてレントゲン寫眞をとつておられますが、今おつしやるところを聞くと、醫師が監督をするように言われるけれども、もちろん表面監督することにはなつておりませんが、レントゲンの寫眞をとる部屋にはお醫師はおいでなことはまづたたく一遍もございせん。皆その技術者が一人でやつておられます。私のかかつた數十回だけがみんな例外であつて、そのほかの場合は全部機能のお醫師さんが監督をしておるのだつたら何でございませうが、實際にそういうことにはなつておらぬのでございませう。それで私は今申し上げるようなことをお尋ねせずにおれたかつたので、それを聽いてからというものは、もうちよつとレントゲンにかかるといふことは恐ろしくなつて、足踏みしておるようなかつたところでございますが、それははいわゆるこういうぐあいにやれというよう

な程度の前に教えてもらつておけば、その通りやりさえすれば危険はないものでございませうか。

○東政府委員 今のお言葉によりますと、レントゲン寫眞をとる回数が多かつたように思ひますが、これなどにつきましたは、技術者そのものとしてはきつめて簡単なものでありまして、一定の方式と規格によりまして簡単に、危険なくX光線の寫眞をとることができるのであります。ただししかしながらただいまのように數十回というようなお

話もございましたが、その回数につきましては、あまりにたび重なれば、そこに危険のあることは明らかであります。その點につきましては醫師が十分に注意をし、監督もいたしておるはずであります。七かし寫眞をとりますその事柄につきましては、一定の技術を習得しておりますならば、決して危険なく操作ができるものと信じております。

○田中(松)委員 これも第十九條等に關連する醫藥類似行為のことでございます。もちろん最初におことわり申し上げた通り、私は醫學上の知識は何らない者でございますが、實際の經驗の上から、たとえば電波を身體に通ずる、それによつてあるいは歯痛であるとか、乳腺炎であるとか、胃腸病であるとか、時に今日世間でもあましておるような慢性の淋病であるとか、淋毒性の關節炎であるとか、第四性病とかいふような、もちろんお醫師の力で治らぬことはございませうが、治療費なんかとらみ合わせまして、今日多くの人にはもうちよつと絶望的な病氣とも言われるようなものが、ごく安い料金でもつて、事實上ほんとうに治るといふような民間における醫藥類似行為といふものがいくらかあるようでございます。もちろん科學的には根據がない。醫學上から見たら危険だと言われても、それをやつて多くの人たち

が治るといふような、社會的に見て非常によいようなことであつたならば、私もはたしてこのものは残しておきたい、こういうぐあいに考へておりますが、提案理由の説明のときにもございまして、今日はこういう點について深くお尋ねをし、審議をする機會は

ありませんので、後日こういう問題については私も厚生委員会獨自の立場からひとつ考へてみたいと思つておりますが、それにつきましては今までもあんまり、はり、きゆう治、柔道整備術といふものは省令で認められておつたが、そのほかのものは省令で認めないのですから、省令で認めてないものには免許制もあるはずがないのですが、そうすると第十九條の「醫藥類似行為を業としておる者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府縣知事の届け出た者は」云々とございませうが、この點どういふぐあになつておりましたら、省令にないのだから免許制もないはず、免許制でなかつたならば、今まで日陰でやつておつたような者でも届け出るならしいといふぐあになつたのでございませうか。

○久下説明員 私からお答え申し上げます。醫藥類似行為については、従来大部分が都道府縣において、それ／＼都道府縣令を制定公布しておりました。それによつて、届出によつてその業をやるのが認められておつたのであります。なおこれを本年の七月初めに一括して省令に根據を置き得るようになつておりました。それ／＼の府縣令は簡單なる厚生省令に基いて出されておるといふ形式を整へまして、今日に至つておるのであります。さういふ法律的關係もございまして、この問題は單なる事實上の行為として行われておるといふのはございませぬので、今申し上げましたような形式において、法律的にも認められて、やつておる。こういうふうな考へておる次第であります。

○田中(松)委員 醫師法と齒科醫師法といふものは、素人目で見ますと、どつちも國家試験によつて、あつて法律でできておるのでございませうから、これこそ一緒にしてもよさうなものであります。あれもやはり醫師法と齒科醫師法と別個になつております。あの筆法から行きますと、この際、あんまり、はり、きゆう、柔道整備といふものはそれ／＼別個の法律として獨立すべきではないか。これが一緒でいいなら、醫師法と齒科醫師法も一緒でいいのではないかと。こういう氣がいたしますが、この點については今日

は深く私も審議をいたしません。當局の御意見だけ承つておいて、次の國會においでても、根本的に厚生委員會獨自の立場から研究していきたいと思ひますが、今はこの問題を別々にされな

いか一本の方がいいか、その點について御意見を承りたいのでございませう。それからこれは委員長にひとつお願いがあります。實は最初に申しました通り、あんまり、はり、きゆう、柔道整備の問題が非常に社會問題として大きく取上げられました關係で、いろいろ、妙なデマが飛んだりして、委員長氣がついておいでにならないかしりませぬが、私は委員長の名前を出しておる新聞、私の名前を出しておる新聞なんかを突きつけられて、詰問を受けたことがございませう。何かあんまり、はり、きゆう、柔道整備といふものが今度全面的に禁止されるのではないかと、それを何とかして通してやりたいから、そうする。ためには運動資金が要るから、金を持つてこいといふことで、各方面でそういうぐあいに運動資金と稱して金を集めた。もちろんこういう場合に、業

ありませぬので、後日こういう問題については私も厚生委員会獨自の立場からひとつ考へてみたいと思つておりますが、それにつきましては今までもあんまり、はり、きゆう治、柔道整備術といふものは省令で認められておつたが、そのほかのものは省令で認めないのですから、省令で認めてないものには免許制もあるはずがないのですが、そうすると第十九條の「醫藥類似行為を業としておる者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府縣知事の届け出た者は」云々とございませうが、この點どういふぐあになつておりましたら、省令にないのだから免許制もないはず、免許制でなかつたならば、今まで日陰でやつておつたような者でも届け出るならしいといふぐあになつたのでございませうか。

○久下説明員 私からお答え申し上げます。醫藥類似行為については、従来大部分が都道府縣において、それ／＼都道府縣令を制定公布しておりました。それによつて、届出によつてその業をやるのが認められておつたのであります。なおこれを本年の七月初めに一括して省令に根據を置き得るようになつておりました。それ／＼の府縣令は簡單なる厚生省令に基いて出されておるといふ形式を整へまして、今日に至つておるのであります。さういふ法律的關係もございまして、この問題は單なる事實上の行為として行われておるといふのはございませぬので、今申し上げましたような形式において、法律的にも認められて、やつておる。こういうふうな考へておる次第であります。

○田中(松)委員 醫師法と齒科醫師法といふものは、素人目で見ますと、どつちも國家試験によつて、あつて法律でできておるのでございませうから、これこそ一緒にしてもよさうなものであります。あれもやはり醫師法と齒科醫師法と別個になつております。あの筆法から行きますと、この際、あんまり、はり、きゆう、柔道整備といふものはそれ／＼別個の法律として獨立すべきではないか。これが一緒でいいなら、醫師法と齒科醫師法も一緒でいいのではないかと。こういう氣がいたしますが、この點については今日

は深く私も審議をいたしません。當局の御意見だけ承つておいて、次の國會においでても、根本的に厚生委員會獨自の立場から研究していきたいと思ひますが、今はこの問題を別々にされな

いか一本の方がいいか、その點について御意見を承りたいのでございませう。それからこれは委員長にひとつお願いがあります。實は最初に申しました通り、あんまり、はり、きゆう、柔道整備の問題が非常に社會問題として大きく取上げられました關係で、いろいろ、妙なデマが飛んだりして、委員長氣がついておいでにならないかしりませぬが、私は委員長の名前を出しておる新聞、私の名前を出しておる新聞なんかを突きつけられて、詰問を受けたことがございませう。何かあんまり、はり、きゆう、柔道整備といふものが今度全面的に禁止されるのではないかと、それを何とかして通してやりたいから、そうする。ためには運動資金が要るから、金を持つてこいといふことで、各方面でそういうぐあいに運動資金と稱して金を集めた。もちろんこういう場合に、業

ありませぬので、後日こういう問題については私も厚生委員会獨自の立場からひとつ考へてみたいと思つておりますが、それにつきましては今までもあんまり、はり、きゆう治、柔道整備術といふものは省令で認められておつたが、そのほかのものは省令で認めないのですから、省令で認めてないものには免許制もあるはずがないのですが、そうすると第十九條の「醫藥類似行為を業としておる者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に省令の定める事項につき都道府縣知事の届け出た者は」云々とございませうが、この點どういふぐあになつておりましたら、省令にないのだから免許制もないはず、免許制でなかつたならば、今まで日陰でやつておつたような者でも届け出るならしいといふぐあになつたのでございませうか。

○久下説明員 私からお答え申し上げます。醫藥類似行為については、従来大部分が都道府縣において、それ／＼都道府縣令を制定公布しておりました。それによつて、届出によつてその業をやるのが認められておつたのであります。なおこれを本年の七月初めに一括して省令に根據を置き得るようになつておりました。それ／＼の府縣令は簡單なる厚生省令に基いて出されておるといふ形式を整へまして、今日に至つておるのであります。さういふ法律的關係もございまして、この問題は單なる事實上の行為として行われておるといふのはございませぬので、今申し上げましたような形式において、法律的にも認められて、やつておる。こういうふうな考へておる次第であります。

○田中(松)委員 醫師法と齒科醫師法といふものは、素人目で見ますと、どつちも國家試験によつて、あつて法律でできておるのでございませうから、これこそ一緒にしてもよさうなものであります。あれもやはり醫師法と齒科醫師法と別個になつております。あの筆法から行きますと、この際、あんまり、はり、きゆう、柔道整備といふものはそれ／＼別個の法律として獨立すべきではないか。これが一緒でいいなら、醫師法と齒科醫師法も一緒でいいのではないかと。こういう氣がいたしますが、この點については今日

者の方々が陳情されるという場合に費用が要ります。だからそういう費用を業者の人たちが醸出し合うということ、何ら違法ではございませんし、當然あり得べきことであつて、そんなことについては私ども何とも申し上げるのではありませんが、少くともこの法案を通すにあつて、政府當局あるいは衆参兩議員、特に厚生委員を何とかしなければならぬというふうなうわさでも飛んでおつたとするならば、これは厚生委員会、國會全體に對する權威の問題でございますから、この際まつたくわれ／＼はいる／＼陳情、請願は受けなければ、物的にそういうことを要求したこともなく、またもつてこられたのを受けたこともないということ、何かの機会にはつきり委員長からしておいていただきたい。もう一回は、大分請願もしてみなければ、一向われ／＼が考へるほど議員は努力してくれなかつた、こういうことも流布されたようでございますが、實はよそは知りませんけれども、この厚生委員会においては、陳情請願を受けた各委員は、みな同じよりにこの問題について寄り／＼協議をいたしますし、相談をいたしまして、特に委員長を通じては某方面には再々努力を願つた。こういうく／＼に表にわれ／＼はこうした、あつたという宣傳こそしなかつたけれども、事實われ／＼でできる限りのことはいたしました。これはなにも頼まれたからしたのではございせん。われ／＼はこうすることが當然だといふ建前からやつた。そういうことが表に現れないために、あるいは金の問題と絡んでみたり、あるいは議員としての職責をサボつたのじやないか

というふうなうわさが飛んだりいたしまして、非常に迷惑を感じたこともございまして、これは委員長においで、しかるべき機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。以上をもつて私の質問を終ります。

○東政府委員 たいだいまの最後の方の問題であります。不幸にして私自身も某地におきまして、業者の代表の方から、さういふ風説がある、それで政府を動かすために多大の努力が拂われておつて、その中には物質的な面もある、というふうなことで聞いたことがございまして、その席上でも私は色をなして實は返答したのであります。が、今回のこの法案制定に至りますまでの経過は、もはや繰返しては申し上げませんが、まことに困難な道であつたのであります。従つて私どもといはしては、この問題が社會全般に與える重大性を考へまして、われ／＼として能う限り慎重に、しがしながらでき得る限り各方面への影響を考慮して行動してまいつたつもりでありまして、その間いろいろ／＼な思ひ出しを立てられたような事柄は、當然ではあります。が、絶対にいたしておりません。少くとも私どもは公務員といはしての責任と自覺のもとに、そうして私自身といたしましては、みずから學問に對する誠意と、學者としての良心に恥じるような行動は絶対にいたしておりません。またその話の節には國會關係の方々にまで御迷惑を及ぼすようないふわさも聞きましたが、それに對しましても私は強く私の考へを申しまして、絶対にさういふことはないと否定はいたしました。ただいま田中委員のお話のようないふわさは、たとえう

わさとしても、さういふことが立つたことはまことに遺憾でございますし、また衆参兩議員の方々に對しては非常に御迷惑であつたことと存じます。もしさういふうわさが厚生省當局、私どもの言動の中から塵み出されたものといはしたならばまことに不徳のいたすところでありませう。しかしながら厚生省の私どももいたしましては、いかなる方面から、またいかなる方向から觀察批判をいただきましても、一片のやましいところもないことだけをこの席で申し上げておきます。

○小野委員長 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○小野委員長 速記を始めてください。太田典膳君。

○太田委員 あんた、はり、きゆう、柔道整復術は、明治四十四年の取締規則には甲種と乙種とがございまして、今度これが一本になつておるの、おそろく水準を上げようという意圖だと思ひます。しかしさいせん田中さんの質問もありましたように、盲人の中には誤解を受けてもなか／＼免状がとりにくいような人ができるといふようなこともあると思ひますし、何かあんなだけでもないから乙種を置いて、簡易な試験もやるということができないうか。ちよつとそれをお伺ひしたいと思ひます。

○東政府委員 仰せの通り從來甲乙二種がございまして、今度の法にそれを一様に扱つておきますのは、お話の通り資質の向上という點にあるのであります。しかしながらあんなにつきましては他のはり、きゆうよりも實地の修業年限と申しますか、これが二年といふことにいたしておりますので、はり、きゆうよりはやや簡易と申しますか、教育を受けやすいように、そうしてまたなるべく早く生業につけますようにという考慮を拂つたつもりでおります。

○東政府委員 第七條の廣告の規定でございますが、「その技能、施術方法又は經歷に關する廣告をしてはならぬ」とありますが、今まで鍼きゆう醫院といふような文字がしばしば見受けられたのですが、醫師とまぎらわしいような名稱をここに禁止するようになつていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○東政府委員 この法案にも明らかにありますように、これらの業を行ひます方々はそれ／＼あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師といふようになつておりました、醫師とはそこに當然たる區別があるのであります。従つて醫といふ字を、その業あるいは業者の名稱の中に加へることは絶対に不可で、よろしくないと考へております。

○太田委員 第八條でございますが、今までに免許をもつておる者は再教育をするようにしたらどうかということが、閣議のときに載つておつたということでありませう。これには載つておりませんが、それでもそのまゝ三十年まではやらない方針ですか。やつた方がいじやないかと思ひます。

○東政府委員 仰せの通りであります。既に得権者と申しますか、すでに業界にある方々におきましても、その資質を向上させることは絶対必要條件と考へられます。殊に新しく業界へ現われてくる將來の方々は、この法律が規定したしておりますよな、より高い教養と教育のもとに進出してゐるのであります。それらの方々と同じ立場に立つて業を行われまますためには、年輩から言ひましても、同等あるいはそれ以上の教養と素養と訓練がなくてはならないと思ひます。従つてその意味におきまして、再教育をすることはぜひとも行われなければならぬし、また當然それをやらされるだけの熱意が既得権者の中にあると私は信じております。それにつきまして、それらの再教育を厚生省が行うといふふうなことも一つの考へとしては検討いたしました。しかし結局相當の敷に上るこれらの業界の方々は、厚生省の手におきまして再教育をするといふことは、事實上不可能であります。むしろこれは外から強いて與へるものでなく、業者それ自身の自覺によりまして、自發的にいわれる下から盛り上げる力と熱意によつて、十分なる再教育を行われるようにお奨めして、指導したい。さういふ催し、計畫については厚生省としてできる限りの援助をいたし、またいわゆる指導もいたす。さういふ心組はもつておられますが、直接厚生省からする、あるいはせよと命ずるといふことをしないといふだけであります。事實上それが行われることを期待しておるのであります。

○太田委員 もう少しそれを何とかできないものか、できるだけひとつ、命令でやるということも無理かと思ひますが、その趣旨の徹底するように願ひします。

○東政府委員 仰せの通りであります。既に得権者と申しますか、すでに業界にある方々におきましても、その資質を向上させることは絶対必要條件と考へられます。殊に新しく業界へ現われてくる將來の方々は、この法律が規定したしておりますよな、より高い教養と教育のもとに進出してゐるのであります。それらの方々と同じ立場に立つて業を行われまますためには、年輩から言ひましても、同等あるいはそれ以上の教養と素養と訓練がなくてはならないと思ひます。従つてその意味におきまして、再教育をすることはぜひとも行われなければならぬし、また當然それをやらされるだけの熱意が既得権者の中にあると私は信じております。それにつきまして、それらの再教育を厚生省が行うといふふうなことも一つの考へとしては検討いたしました。しかし結局相當の敷に上るこれらの業界の方々は、厚生省の手におきまして再教育をするといふことは、事實上不可能であります。むしろこれは外から強いて與へるものでなく、業者それ自身の自覺によりまして、自發的にいわれる下から盛り上げる力と熱意によつて、十分なる再教育を行われるようにお奨めして、指導したい。さういふ催し、計畫については厚生省としてできる限りの援助をいたし、またいわゆる指導もいたす。さういふ心組はもつておられますが、直接厚生省からする、あるいはせよと命ずるといふことをしないといふだけであります。事實上それが行われることを期待しておるのであります。

○太田委員 もう少しそれを何とかできないものか、できるだけひとつ、命令でやるということも無理かと思ひますが、その趣旨の徹底するように願ひします。

○東政府委員 仰せの通りであります。既に得権者と申しますか、すでに業界にある方々におきましても、その資質を向上させることは絶対必要條件と考へられます。殊に新しく業界へ現われてくる將來の方々は、この法律が規定したしておりますよな、より高い教養と教育のもとに進出してゐるのであります。それらの方々と同じ立場に立つて業を行われまますためには、年輩から言ひましても、同等あるいはそれ以上の教養と素養と訓練がなくてはならないと思ひます。従つてその意味におきまして、再教育をすることはぜひとも行われなければならぬし、また當然それをやらされるだけの熱意が既得権者の中にあると私は信じております。それにつきまして、それらの再教育を厚生省が行うといふふうなことも一つの考へとしては検討いたしました。しかし結局相當の敷に上るこれらの業界の方々は、厚生省の手におきまして再教育をするといふことは、事實上不可能であります。むしろこれは外から強いて與へるものでなく、業者それ自身の自覺によりまして、自發的にいわれる下から盛り上げる力と熱意によつて、十分なる再教育を行われるようにお奨めして、指導したい。さういふ催し、計畫については厚生省としてできる限りの援助をいたし、またいわゆる指導もいたす。さういふ心組はもつておられますが、直接厚生省からする、あるいはせよと命ずるといふことをしないといふだけであります。事實上それが行われることを期待しておるのであります。

ば、それは有害であるから許可しないのか、有効でないから許可しないのか。もし有害であるならば、既得権をもなせ認めめるか、そこに何かの試験とかいう方法でもとらないと、はなはだ矛盾するように思うのでありますが、いかがでありましょうか。

○久下説明員 ただいまの第一の御質問でございますが、第八條に都道府縣知事が必要な指示をなすことができるという規定がございます。補習教育の必要のある場合に、なおそれが自發的に實施されない場合には、この規定の發動によりまして、御趣旨の目的を達し得るものと考えております。

第十九條についてのお尋ねでございますが、まずその根本である十二條において將來に向つてこれを一律に禁止し、現在やつておる者について當分の間既得権の存置をいたしたのであります。その趣旨は、實は從來これらの醫療が實際問題として、先ほど申しましたような性質において認められておる理由は、少くとも害はないという程度のものであつたのであります。従つて、ただその害がないという事柄の判斷でございますが、從來の考え方は、そういう療術行為を身體に行いますこと、それ自身によつて、害が生じないという意味において認められておるのであります。積極的な治療効果というものについては、必ずしも嚴密に判斷されておらないのであります。

従いましてこれがいたずらに萬病にいいとか、あるいは相當な数多い疾病に効果があらかどうかということについては、過去においては検討をされておらないのでございます。従いまして同時にまたいわゆる醫業類似行為というものは、そういう面から見て、醫學の素養のない人々が廣告をしておるようなことに對して、萬全の効果があるかどうかということについては、むしろこれは多くの場合否定をしなければならぬではないかと思つておるのであります。そういう意味において、これを一般の者が信用してかかつておることについては、病氣が治らない場合が起るといふ、消極的な害がないとも言えない場合があるのであります。それらの問題を考慮いたしましたして、一面においては十二條においてこれを行うことができないという規定を設けますことにも、從來の既得権を一定の期間認め

ておるのであります。

○木田委員 特に醫業類似行為の中で一番近ごろはやつておりますものは指壓療法であります。指壓が非常にきつと言つて、陳情にこられて閉口いたしました。指壓といふものは私受けたことがないので知らないのですが、何回もおすのですが、反復すればあんま術にあたるのではないかと思つておるが、それならあんまの免許をとつていなければ指壓を許さぬということにしたらいいと思つておるが、その點についてお尋ねいたします。

○久下説明員 大體私どももいたしましては、御趣旨の通りに考へておるのであります。なお將來の問題といたしましては、現在の取扱いは指壓療法は醫業類似行為といたしまして扱つております。しかもなお將來にわたつて八年間の業態の繼續が認められておりますので、その間におきましてあんまと違つた独自の効果があるということが科學的に制定をされ、これが世の中に認められるように相なりますれば、また法律の改正等によりまして別の措置が講ぜられましようし、今お話のように、あんまの免許を受けることによつてこの方面に進出するということも可能だと考へております。

○木田委員 この醫業類似行為は、さしよんの御答辯によりまして、あまり害はないということですが、われわれが實際に經驗したことによりまして、ずいぶん診断をつかまして、診断をつけてはいかぬのですが、これは胃腸ですとかこれは何ですとかいふ診断をするのが、はり、きゆうの方にあつたとお思ふますが、これに對しては嚴重に取締りを願ひたい。そうすると罰則が安すぎるから、これをもう少し高くしてもらいたいと思つておる。

○久下説明員 大體お話の通り私どもも考へておるのであります。先ほど私がお話がないと申し上げました反面のことを、消極的な害といふ言葉で申し上げたのはそのお話の趣旨でございます。それから罰則が軽いじやないかというお話ですが、これは何回でも加重できますから、その邊は實際の運用によりましてその目的を達することができると思つておる。

○大浦委員 私はこの法案を十分讀んでおらぬのでありますが、大體田中君が意を盡してくださつたように思つてから、第二條についてちよつとお尋ねいたしましたのであります。第二條に學校または養成施設を卒業した者であつて、その試験を受けなければならぬ、こゝろ規定があるのであります。が、「學校又は養成施設」といふものは、どの程度のものを許可するのか、これはあんまとか、はり、きゆうといふものは、御承知の通り多く目の悪い方

ですが、それを遠く離れた一定の場所のみ寄せてこれを教育する、こゝろいうようなことよりも、むしろ家におつて師匠について十分に習うということが、あんまの養成の一番よい機關だと私は考へておるのであります。それで試験についてもこれは學科と技術の試験と二つあるだらうと思つておるが、むしろあんまの試験は學科が主でないじやないか、これは衛生生理、その他さまざまな病理學も習うということが書いてありますけれども、これよりもあんまの今までやつてきた過去の關係から見まして、そうした學理よりも技術的にもつと考へなければならぬじやないか、こゝろいふ點から見まして養成施設といふものは各個のその許可を得た家が養成施設なんだということになりますれば、何にも文句がないことであつて、學校と同じような養成施設であつて、郡に一箇所、あるいは縣に何箇所ということでは、實際に不可能な結果に終るのではないか、こゝろいふことを憂ふるので、その點について養成施設といふものはいかなるものであるか、學校と養成施設といふのはいかなるものであるか、またどう

いうことをそこできなさしめるのか、むしろ今のうちに各個のあんま免許者に對して、養成施設としての規則を何か設けて任せたらどうかということをお尋ねしたので、養成施設に對して何らかのお考えがありましたら承りたい。

もう一つはただいま申されました試験といふのは、いかなる程度の試験をなすのであるかということでありまして、あんまは先ほど申し上げた通りに技術の問題であつて、頭や肩の凝りを

解きほぐすといふことは、病理、衛生その他の學問を、非常に丹念にお學者のように習つていなければできないといふものではないと私は思つておる。そういうことでは、この試験にあつては學科試験はどの程度のものをやるか、技術の試験はどの程度であるか、そういうことを十分に承りたいのであります。先ほど田中君のお話では、なるだけ從來の程度のもので、それより少し高いくらいだといふようなお話があつたのであります。が、この程度で學科を主とせずに、技術を主とするかどうかということについても承りたいと思つておるのであります。

次に學校と養成施設を卒業した者でなければ、試験を受けることができないといふ點でございます。それはあんまや何かはとにかく目が非常に悪いので、學校とかなんとかいふことは、なかなか容易でない。こゝろいふことから考へましたならばこの學校、養成施設の卒業といふようなことは、度外視して、試験にさえ通ればいいじやないか、試験を通らせるということだけにすると、いふことが、身體並びにその生活の面から考へまして、特に二箇年間あるいは柔道整復術においては四年間といふものを、學校とかさうした所に通つていなければならぬということ

は、實際むずかしいことだ、こゝろいふ意味において、きわめて機會均等の立場からみますれば、試験さえ通ればいいじやないかと私は考へますので、この學校養成施設といふことは抜きにして、試験一本にしたらどうか、こゝろいふふうにも考へるのであります。この二條においては、この三點だけを一應承りたいと思つておるのであります。

は、實際むずかしいことだ、こゝろいふ意味において、きわめて機會均等の立場からみますれば、試験さえ通ればいいじやないかと私は考へますので、この學校養成施設といふことは抜きにして、試験一本にしたらどうか、こゝろいふふうにも考へるのであります。この二條においては、この三點だけを一應承りたいと思つておるのであります。

○東政府委員 たいだいまの御質問の第一点であります。「學校又は養成施設」とはいかなるものであるかという点であります。そしてまたこれはいわゆる徒弟のような形で十分やれるではないかというお話であります。なるほど過去の歴史につきましては仰せの通りであつたであらう。ただ今度のこの法案の全體的構成と申しますか、その考え方が、過去の歴史についての再検討というふうなところに、その出發點をおいているのであります。なるほど、むづかしい技術それ自身は、今のような徒弟制度で十分なことが得られるかもしれないのであります。この法案にありますが、やはり、きつう、柔道整復術等を含めて、これを一つの醫療補助の仕事として、これに十分な科學性をもたせる。そしてこのの地位を高めるということが一つのねらいになつておられますが、そのためには單なる徒弟制度におきましては、十分なる基礎教育ということに缺くところがある。そこで正規の正道を歩んで、學校もしくは養成施設、従つてこれは徒弟制度ではなく、一定の設備と教員とを完備しているところのものにおいて、十分なる基礎教育を興え、かつ實地の修練をさせようというのが、ねらいでございます。

それから試験はどの程度かというお話がございましたが、先ほども申し上げました通り、これらの學校教育を格し得るものであるべきだと考えております。この試験とはいかなるものであるかといふことは、この法案の中、たしか十三條にもございますが、各都道府縣においても、適當な委員會のよ

うなものが設けられ、その實際の教養、學識経験ある者、醫師等からなる委員會がござまして、その委員會において適當なる試験委員が設けられ、また適當なる試験の内容が決定せられるのであります。それに對して中央においても委員會がござりまして、全體的規格、基準等は指示することになつておりますが、決して落すことを目的とするようなむづかしい試験であるという意味ではないのであります。むしろ學校教育を受けさせ、十分な教養をつけさせるということを主眼にいたしておるわけでございます。さういふ意味でありますので、従つて第三の試験一本にしたらいいのではないかと、對するお答えにもなるのであつて、教育によつてその素質並びに實業を向上せしめることを主眼にしておるのでありますので、従つて試験のみによつてこれらの者を許すということは考えていないのであります。

○大瀧委員 たいだいま養成施設並びに學校によつて従来の地位を向上させると言われたが、それは試験でも同じと思ふ。また科學的な基礎を興えて効果を大ならしめる。こういうことであるのだが、今のあんまの施設より以上に効果の大なるということをどこに求めるか、はつきりわかつていない。私はあんまの現在の施設は、進歩しても、やはり今のようなものじゃないかと考へておるので、さらにその必要がないのである。徒弟が最もいいのだと考へますが、今後あんまの施設において効果を大ならしめることができるかどうか、あなた方の科學的、専門的な立場から考へておるとするならば、どういふ効果を大ならしめるかといふことを承りたい。

○東政府委員 あんまについても、これは本來はきつうと同じように、やはり經穴とか經絡といふものを指さして、それを機械的にむむ。さうして治療の効果を得ようとする。それが従来のあんまであると思ふ。今までのようなやり方で、いかにこれに教育を興えても、それ以上効果のあるものにはならぬだらうというお考えのようでありますが、これは私どもも多少考へが違つておる點でございます。なるほど技術そのものについては、今までもりつばなあんまさんがあるもので、比較的十分な教育を受けていない者でも、さういふりつばな者があるといふことは事實として否定できない。しかしまたそれらの方々も、もしりつばな以上の科學的な教育を受けられたならば、もつとりつばなあんまさんになられたかもしれないといふことも考へられるのであります。私としてはそのことによつて、今までもりつばなあんまさんが出てくると思ふ。また半面は、かりに相當りつばなあんまであつても、誤つて無理をせられたことがないとは期せられないのであります。かような消極的な方面についても教養の上ることがいい結果をもたらす、さういふことを期待いたしております。

○大瀧委員 さういふようなことは一應御もつともであるが、しからばただ養成施設を卒業した者のみが試験を受けられるのだといふことではなくして、學問的な關係からだけが問題となるならば、徒弟制度であつても、りつばな勉強ができて試験を受けたら、それでいいではないか。野口英世博士のごときは、ほとんど試験ばかりで行つておる。若いときに醫師の試験を受けて開業され、それでどん／＼進んで行つた。それでもあつた世界に有名な博士になられた。かような意味において、私はどこまでも機會を均等に與える趣旨においても、純然たる試験制度こそ、ほんとうに國民の個人の人權を尊重するゆゑである。かような考えからして、學校養成施設のみならず、おまを試験を受けた者は何人でもいいのだといふことではなればならぬと思ふのであります。ただいまの東政府委員の答辯から見ますと、養成施設は必ずしも必要でない。だけれども學問をして、その技術の方は試験さえ通れば差支えないと考へるのであります。かような意味において、學校、養成施設を卒業した者といふことを削られた方が、きつめて民主的であり非常に必要なことではないかと思ふのであります。その點どうでしようか。實際において養成施設とか、學校とか、さういつた一定の限られた場所二年も何年もはいらなければならぬといふことはどうかと思ふ。普通一般の人間と同じように考へてはいかぬ。眼が悪くてぼ／＼しながら、一定の場所に通ふことは容易なことではない。のみならずそこに行けなかつたらば、そこに下宿して、そこに學費といふものがなければできないのであつて、一般の生活の面においてたえがたか。かようなことから見て、結果において同じであるといふならば、さういふことを抜きにして、眼の悪い者があんまとして生活できるような方法を講ずべきであると思ふのであります。その點についてどうお考へになりますか。

○一松國務大臣 私、今途中から参りまして、大瀧委員の前半の質問をよく了承してないのであります。御質問の要旨は第二條の規定に關連しての御質問のようでありました。この點について私の所見を申し上げて、御了解を得たいのであります。従来のあんまといふものは目明きあんまもあれば、盲あんまもありまして、このあんまに對する世人の觀察といふものは、これらの人の地位とか、職業とかいふものに對して、あまりにこれを尊重して、いまいふような傾きのあつたことは事實でございます。でございますから、できるならば保健衛生の片棒を擔う立場にある人で、その仕事が非常に大切な仕事であるといふことと同時に、それらの人々の實業を向上し、人格の修養にも努めて、これらの人々の地位を引上げてやることも必要である。またあんまの施設を受ける人の立場からすれば、安心して施設を受けるという安心感をもつ必要性から考へて、それらの人の地位を向上し、知識の發展をはかるといふことについては、おそらく大瀧委員においても反對はないと思ひます。ただ問題は、いわゆるあんまの先生のところ二年、三年弟子入りして、先生から直接あんまをする方法を受け、もしくは話を聽いて、そして試験を受けるというところは必ずしも悪いのではないのであります。ちよつとそれは昔の寺子屋で、一人の先生について寺子の人々が教育を受けて世の中に出て、非常に優秀な人が出た。それならば寺子屋を存置しておいてよいじゃないか。小學校といふものをこしらへぬでもよいじゃないかといふ意味と同じで、寺子屋から出た人でありつばな人

があつたことも事實であります。今あなたがおつしやつた野口先生が、ほとんど醫學で世界的なりつばな人になつたという特別な人はあります。しかしながら、さういふようなた弟子といふこと、先生といふことよりも、一層これらの人に對して地位の向上をはかり、學術も相當にこれらの人に注ぎ込んでやる。世人からも尊敬を受けるようになる。あんまをしてもらう人からも、この人のあんまならば安心してあんまを受けることができるという安心感をもつて施術を受けるという、いわゆる受ける方も、受けさせる方も、さういふような地位の向上をはかつてやることは必要なことだと私は思う。ただ弟子入りをして、その家に二年、三年奉公して、手助けをしたということだけで、もちろん試験を受ければ及第するでしょう。その議論はちよつと獨學で高文の試験を受けて及第する者があるから、公立學校の特別の専門的な教育は要らぬじやないかという議論と同じではないかと思ふ。養成できるならば、いづれさういふような學校もしくは養成施設において、解剖學、生理學、病理學、衛生學といふものを修めさせて、この試験を受けさせることの方が、今私の申し上げるような趣旨にかなうべきものであらう。私どもの方ではさういふことを考へて、特に學校及び養成施設といふことによつて、これらの人の地位を向上させ、技術を世人から信用を受けるようにしようといふことにいたしましたのであります。さういふ點においてひとつ御了承願ひたいと思ふのであります。ただあんまがよほ／＼して學校に行くことができぬじやないかといふことは、私の知つ

ておるところによりますと、一本の杖を頼りにして二里も三里も歩いていくことができるのです。この立法についてはぜひ御了承の上御賛成を願ひたいのであります。

○福田(昌)委員 簡単にちよつと質問申し上げます。この法案は十數萬のこれらの業者の生活權に關する問題であります。また一般的に言いましたならば、治療を受けるところの一般の大衆、殊に病人に對する問題でもありませんがゆへに、慎重に考慮しなければならぬ問題だらうと私は思ふのであります。さういふ意味におきまして、この第二條の學校の修業施設における科目の中の學課のことが書いてござい

ますが、解剖學とか、生理學とか、病理學、さういふものはどの程度、たとえば中等學校程度か、専門學校程度か、どの程度のさういふ學問を授けるものであるか。また私の希望をいたしましたは、この解剖學、生理學、病理學及び衛生學のほかに、さらに徴候學といふものを加えなければならぬのではないかと思ふのであります。さういふ業者の方々が、目が悪いとか、腸が悪いとか、あるいは神経痛だとかいふような診断を簡単に與えてお

ります。何ら徴候學といふものを學んでないさういふ業者が、簡単に診断を與えるといふことは、非常な誤りのもとをなすものでありまして、これにつきましても、ほんとうに施術をしなればならない時期を誤つて、病氣をますます悪化させるという例もありませんがゆへに、この課目の中には、必ず徴候學を入れていただきたいかのように私は考へるのであります。

○第一條にもどりますけれども、あん

まを考へるのであります。

摩といふ下に「マツサージを含む」ということを書いてございしますが、これは御承知でいらつしやいます。さういふ、あんまもマツサージといふものは、これはおのずから差異があるものでありまして、「マツサージ」と入れることに關しまして、私といたしましては、これはむしろあべこべであつて、マツサージの下に「あん摩」と入れるべきものでないかと思ふのであります。マツサージこそ今日の醫學的な見地から見ましたならば、多少ともあんまよりは科學的のものであると私は考へるのであります。このあんまの項目の中にマツサージといふものを入れ得るならば、この項目の中にはさらにまた指壓療法といふようなものも入れ得るのではないかといふことも私は考へるのであります。これに對しまして、當局の考へをお聴きしたい。さらに第一條に關することでありまして、あんまもマツサージとあるいは指壓療法に似たものにカイロプラクティクといふ療法がありますが、これはたしかアメリカからきたものかと思ひますが、これに對して、アメリカではこのカイロプラクティク療法ほどの程度において取扱われているものであらうかといふことに關しまして、一應御説明を願ひたいと思ひます。

それから第五條であります。この「あん摩師及び柔道整復師は、醫師の同意を得た場合の外」云々といふことが書いてありますが、私はこの條文におきまして、あんま師といふ字句を挿入する必要はないと思ふのであります。あんま師がさういふような治療をしてならないのは當然でありまして、またあんま師としてはすでに通過した

行爲であると思ひます。さういふ、あんまといふことを特別規定する必要はないのではないか、さらにまたあんま師及び柔道整復師といふものを並置いたしまして、いかにあんまといふものと柔道整復師といふものが同等の形に取扱われがちに思われるのであります。まして、その修業年限においても、修業課程においても非常に差があるものを、同一に取扱ふことは非常に弊害を伴うものではないか、さういふ考へるのであります。まずこの三點に關して御答辯を願ひたいと思ひます。

○東政府委員 第一の徴候學の點であります。私どもの考へておられます中に解剖學、生理學、病理學及び衛生學といふものはいつておりますが、これは私も醫學を専攻する者が現實考へるようなさういふさういふ意味の病理學とは考へていないのであります。病理學といふことの中に當然徴候學といふようなものも内容等も含まれてくる。いわゆる病理解剖學といふものではないのであります。廣い意味の病理學といふつもりであります。従つて簡單なる徴候學、さういふものも病理學の範圍内において十分教授し得べきものであると考へております。

それから程度につきましては現在の中等程度の衛生衛生などよりはやや高い程度を考へております。醫學専門のさういふ專門の學校とまではいきませんが、ややそれに類するものと御了承願ひたいと思ひます。

○第五條のあんま師及び柔道整復師等の問題であります。これは「脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない」といふことがありますが、何も脱臼をあんまが直すといふ意味ではないので

あります。すでに脱臼をしてそれが整復せられておる患部でありまして、そこに多少のあんま術を必要とする場合には、あんま術といふこともやはりその患部に施術をすることがあるから、柔道整復師と並べて入れたわけであり

ます。第一條の「あん摩(マツサージ)」の問題であります。これにつきましては、元來この法案全般が現在あります規則の代りとなるための法律をというのが最初の目的でありました。従つて現行のものを根本的にかえる必要は少いのであります。それからまた一方あんまといふ方が廣くと申します。一般的であるといふ、それだけのことであります。

○小野委員長 以上をもちまして暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時二十五分開議

○小野委員長 午前に引續いて會議を開きます。福田昌子さん。

○福田(昌)委員 第一條でございますが、柔道整復師といふ名前になつておりますが、世間ではさういふように呼んでおる人はさういふのであります。て、いわゆる骨接ぎ屋さんといふような名前と呼んでおるのであります。接骨師に類したような、もつと簡單な名前にかえていただく方が大衆的であり、使用價值があるのではないかと思ひますが、これに關してお伺ひたいと思ひます。

○一松國務大臣 接骨師というようにかえることにつきましては、別に政府として反對はいたしません。ただ今まで柔道整復師といふ名前を使つてお

この仕事をやるんだということ
世間が廣く知つておられるらうと思
つて、以前取締規則にそういう名前を
使つておりましたから、それを使つた
のでありまして、委員會に
て、それは穩當でないから換骨師とい
うようにかえろといふような御修正の
ことではありません、強いて政府は反
對いたしません。

○福田(昌)委員 委員會にお諮りいた
だきまして、できましたら御訂正願
たいと思ひます。
それから第十九條でございます。昭
和三十年十二月一日までというふう
に期限をお切りになりました。將來八箇
年といふことは非常に期間が長過ぎる
のでございしますが、昭和三十年とい
うのは何を基準にしておきめになつた
のでしょうか。

○東政府委員 十九條の昭和三十年十
二月までという年限については、これ
だけの年限がなくてはならないとい
ふうには考えません。大體短かい方が
いいとお考えになる方もありましよ
う、これも短かいとお考えになる方
もございしますが、これだけの年限
をおきましたのは、その間に推移を
みるといふような餘裕をおきましたこと
と、諸種の療行爲と申しまして、
厚生省において現在資料をもつてお
りますものだけでも四百二十何種類が
あるものでありまして、かようなもの
には自然消滅するものもありましよ
う、また當然淘汰されるべきものも
あります。また中には將來は、きゆうと
同じような地位に取上げらるべきもの
もあると思つてありまして、私ども
としては、この問題に對しては、大體明
治政府の時代において西洋醫と漢法

醫、この兩者に對して當時の政府がと
りました態度、すなわち一應漢法醫と
いうものを抹殺いたしました。しかし
らから今日においても漢法區の中にあ
るものは、つばに生業を續けてお
す。またそれが漸次科學的根據を得
て取入れられようとしておるのであり
ます。さういふ意味におきまして、よ
きものは、科學的な根據を得て將
來の途がありましよ、し、し、し、し、
ものについては、積極的に抹殺いたし
めたものは、これを強力に抹殺いたし
ます。し、し、し、し、し、し、し、し、
つといふ意味において相當の時をか
す、さういふ意味で、この昭和三十
年十二月までという區切りのいいと
ををつたといふのがおもしろい理由
です。

○福田(昌)委員 第十八條の終りから
二行目のところでございしますが、内地
以外の土地でどういつた業を営んだ引
揚者に對する規定があります。その履
歴を審査してそれ／＼その免許を與
ると書いてございしますが、その履歴を
審査いたします規定は何によつてお
いたのでありますか。
○久下説明員 私からお答え申し上げ
ます。履歴に對する審査といふこと
特に書きましたのは、いろ／＼土地に
よつて免許の實質に差異がございま
し、一律に扱ふことができないために
かような規定を設けておるのであり
ます。これは從來厚生省令によつて、終
戦後の外地引揚者についてどういつ
例を設けて、その方針で取扱つてお
りますので、そのままこの法案に取入
れたのでございします。

○藤原(亨)委員 あん摩、はり、き
り、柔道整復等營業法案について御質
問申し上げたいと思つたのでござい
ます。第二條に「解剖學、生理學、病
學及び衛生學を含むものとし、」と
いふことが書いてございしますが、こ
ういふ學問ももちろんあん摩、マツ
サージの他の方々には必要であること
は當然でございますが、そのほかに最
も必要なのは、大體疾病の概念並び
にこれに治療するがといふ概念が一
つ必要なこととございします。これを
とえて申しますと、盲腸炎の患者が
つては、盲腸炎のところへまいりま
す。これが盲腸炎はどうかかわらな
い。また盲腸炎はどうかかわらな
い。その時期にどうしたらいいかとい
ふことがわからず、盲めつぽうにこ
れをむと、はりをするとか、い
なことが、現在におけるところの弊害
の最も大なるものでございまして、大
體の病氣の徴候は、こうだ、またこれ
治療するのは、こういふふうによ
るのだ。そこまでは、きゆうがや
つていい。それ以上はこれを醫者に渡
すべきものだといふふうな概念を、
つきりつかましておきませんと、解
剖學、衛生學、病理學といふふうな
弊害が多いのじやないか。こういふ
うに私は思つたのでございしますが、
してさういふものが、この學問の中
にはいつてないのでございし
これが一つ。もう一つは病理學とい
ふふうなものにいたしても、盲の方
に顯微鏡を見せるわけにはいかに
ございしますが、どの程度の學問を
させになるのでございし
體的なことについて承りたいと思
たのでございします。

○東政府委員 ただいまの御質問の第
一點。これは私も醫學の専門家とし
て、藤原委員の御説はきわめてよくわ
かります。まさにその通りであると存
じます。にもかかわらず解剖學、生理
學、病理學及び衛生學等の名前をあげ
ましたのは、實はこの法律の中にあり
ます。すなわち基礎醫學のこれだけの
のは、教科の中に含まれては、
けない。すなわち基礎醫學的の知識
も、この程度の範圍のものは授けるべ
きであるといふ、例と言つては、
あるかもしませんが、この程度のも
のは、少くともいふよりも、
前でありまして、たゞいとお話にな
りました。一種の醫學概論とでも
言つべきもの、あるいは治療學總論と
でも言つべきものに属するものは、
當然これは教科目の中に入れてべき
のと存じます。強いて言へば病理學と
いふものを廣く意味に解して、そ
の中に含めて、その中の範圍には、
べきものとも考へておきます。な
ういふ程度のことまでを教えるかとい
ふ具體的のこととお話でありまし
が、この中には當然多數の盲人を含
めておるのでありますから、視覚によ
らなければならぬ。盲人に
對しては不可能を強いることになり
ます。従つて視覚以外の五官の感覺に
よつて取入れられる範圍のものに限
るものがあることは申すまでもござ
いしません。これにつきましてはこ
解剖學、生理學、病理學といふふう
の名前をあげてありますと、私ども
だちに醫學生を教わります専門學科
としてのものを考へるのであります
も、もちろんそれが本則ではありま
し、しかしながらこれを習得いたし
が、醫師になるのではなく、醫療の補

助者としての一つの業務に携るとい
ふことを考へますならば、その學なる
が、相當廣いと申しますか、さうい
うに解せられます。といつて中等學
校でやります衛生學といふ程度のも
のではないので、それよりやや高度
のものとするのであります。従つて教
科の内容につきましては相當ふ
要することと存じます。現在行わ
れておりますこれらの専門程度の教科書
、参考書が、そのままさういふふうな教
育に適切であるとは考へられ
あらためてこれはこの特殊の教育に對
する教科内容として新しく設
すべきものと存じておきます。これら
につきましては、この法文にもござ
います委員會が諮問に對する審議を
すことと存じておきます。

○藤原(亨)委員 その次は第四條、
五條の問題でございますが、午前中
の田中さんの御質疑によりまして、外
科手術といふものは着血的手術である
といふふうにお話になつてお
あります。が、藥品を授與すること
きないといふと、たとへば整
復をいたしました後にイヒチオールを
塗りますとか、あるいは他の療法
の薬を塗りますこともできないこと
になります。かかる簡單なことは整
復をいたしましたあとの處置として許
さなければならぬのじやないか。この
點が法文上はつきりしてござ
が、いかがでございしますか。
○東政府委員 今の藥品の授與の問題
でございますが、ここに、藥品を授與し
云々といふのは、醫師が患者に對して
藥品を授與するやうな、さういふ
方、つまり處方箋を出すといふや
意味の授與のことであるのでありま

て、患部にイヒチオールを塗るとか、あるいは必要な薬品を塗る、あるいはこういふような薬を塗る、あるいはこういふような意味のことを塗ることを教える、そういう意味のことを塗る意思はないのであります。接骨師として當然許された範囲内において行うべきものについてのものは、それを禁ずるというつもりはないのであります。

○神原(亨)委員 第七條に廣告のことについて書いてございます。その技術、施術方法、履歴を廣告することができないと書いてありますが、現在接骨師その他の方が廣告しておいでになることは事實でございます。病名を羅列いたしました、中にはほんとうに學術的に見て、そういうものは治る道理がないというふうなものが廣告してあるのでございますが、なぜここにそういうふうな病名を羅列することができないか、ということが書いてないのではありませんか。

○東政府委員 それはやはり技能、技術というのと施術方法、その兩者いずれか、もしくはその両方にかかる問題で、不當なるものは當然行い得ないと解釋いたしております。

○神原(亨)委員 第十八條の、先ほど福田さんがお話になりました。履歴を審査ということがございますが、實際上海外からの引揚者の方々の履歴というものを審査することができない場合がある、殊に當面の問題として、朝鮮から引揚げて來られた現地開業の醫者が、試験には及第したけれども、朝鮮に實際上開業していかどうかというところが証明されない、上野の圖書館に行きましても、官報が皆焼けてしまつてわからない、そのために現在試験に

は實際上及第しておるのであります。が、醫師としての免状がもらえない、非常に哀れな方の事情を私は知つておるのであります。この場合にその履歴を審査しようとするのがございまして、海外から引揚げて來られたこういう哀れな人たちが、かつてどういふ履歴かということを確認立てることができない場合においては、どんな處置をもつて審査なさいますか。

○久下説明員 ただいまの問題は、先ほどの御質問に關連がございまして、私からお答え申し上げます。履歴の審査について、今醫師の例を引かれて御説明でございました。私どももいたしましては、公式な免許を與えます場合に、ただ単に本人の書いた履歴書あるいは本人の陳述だけでこれを信用することはできないのでありまして、できるだけ第三者の、しかも地方廳においてこれならという信頼のできる人の證明書でもつて來ていただくというふうなことで、實際の取扱いをいたしておるのであります。御質問にございまして、醫師の場合におきまして、そういう資料の整理した方々に差上げるようにいたしております。

○神原(亨)委員 次にいわゆる醫業類似行為の點でございまして。お返しを承けました問答と書いてある書類の中の第三枚目のはじめに、醫業には廣義の意味と狭い意味との二つの解釋がある。醫業とは云々ということが書いてございますが、この醫業につきましても、今までの議論がございました。これを定義いたします上においては、非常にむづかしいことでありまして、たとへば専門家でございまして山崎さんなどの意見を聴きましても、なか／＼む

づかしいのでございます。ここに書いてある意味におきまして、今後厚生省は醫業というものをどういふふうに解釋なされ、定義をしていらつしやるのをごさいますか。その點を承りたいと思ひます。

○東政府委員 ただいま神原委員のお話になりました問答のプリントは、別に正式の資料という意味でお目にかけるほどのものではないのでありまして、私どもが局内におきまして、いろいろの問題を設定して、お互に問答、研究をいたしました。その成績と申しますか、一應の結論のメモでも御了解願ひたいのでありますが、しかし今仰せになりました醫業の定義の問題については、これは實にいろいろの説があり、考える方がありまして、むづかしい問題で、いろいろ論じております。と、醫者の行うことが醫業であり、醫業を行へるのが醫者であるという循環論に歸着するのでありまして、この中の議論、やはりその傾向がないでもないものであります。しかしここに醫業といふことと、醫行爲といふことをわけて考へる必要があるのではないかと、この考へ方の根本であります。いさ／＼も人體の疾病、あるいは疾病とまでいかなくても、體の調子の悪いのに對して、何らかの方法をもつてその状態を緩和し、もしくは病を軽くするといふふうな手段は、これを行ふ人のいかにかわららず、その方法のいかなる種類にかかわらず、これを一つの醫行爲、つまり醫する行爲といふふうな解釋できると思ふのであります。そういたしますと、はりととかきゆうとかあんまとかいふものが、そういうふうな人體的、今申したような

状態に應用せられて、そしてそれが輕くなる場合には、これはだれが行いまして一つの醫行爲であるという見方はできると思ひます。家庭において子供が親の肩をもみますことも、これも醫行爲と考へられるのであります。しかしながらこれは醫師が當然行うべき、また醫師によつてのみ行われべき、また醫師以外の者が行うべきの醫業とはちろん異つておるのであります。つまりそういう考へ方で、醫業といふものに行為が二つあると申しますよりも、醫行爲といふものは非常に廣汎なものであるが、その中で特に醫業と稱せらるべき醫行爲の範圍がある。すなわち醫學といふそのためにする教育を受け、修練を経た者によつて行はるべきものである。そしてまたその者のみが行い得るところの健康保持、疾病の治療、それに向けられるところの働きが醫業といふものである。従つて醫業といふ定義が、すでに醫者によつてのみ行はれる、また醫者の行うべきといふのでありますから、醫業は醫師が行ふべきものであり、醫師が醫業を行ふ、あるいは循環論した言ひ現わし方になつてくるのだらうと思ひます。そういうふうな醫業以外に、今のような醫行爲として認められるもの、そのもののみを行ふといふような業、術を、この法律に規定してあるようなものとして認めよう、そういう議論の結果を示したわけでありまして。

○神原(亨)委員 なか／＼混み入つたお説であります。事實の問題といたしまして、第十九條にございまして、この醫業類似行為といふものは何であるかといふことを定義する必要から、今の内容が出てくるのでございますが、

この醫業類似行為といふものを判斷いたしますには、この解釋に従つてなされるのでございまして、それをいつき承つておきたいと思ひます。

○東政府委員 醫業類似行為あるいは療行爲等いろいろ表現がございまして、ここでは醫業類似行為と在來の表現を使つております。ただその醫業と申しますのは、今申しましたような醫師の行う醫業であります。

○神原(亨)委員 次にこの醫業類似行為の中におきまして、電氣療法を行つて行方々があるものであります。御承知のようにあんま、マッサージにおきましても、電氣の療法を許してあります。今まで試験を受けられたあのマツサージの方さへも電氣を使うことを許してない私は記憶しておるのであります。それにもかかわらず、醫業類似行為の中に電氣を使つて治療をされるようなものがあるのであります。これは第十九條の最後の方の衛生上特に害あると認めるところによつて、これをお取締りになるおつもりでありますか。またそのままでお許しになるおつもりでありますか。

○一松國務大臣 醫業類似行為はただいま東局長から申し上げました通りであります。この類似行為の中で、今まで各府縣々々でそういうふうな業をどこか認めておつたというふうなことを、今ただちに禁じてはならぬからというので、三十年十二月三十一日までということに期限を切りまして、その間にほんとうに科學的に研究して、これは醫行爲として取入れるべきものであるか、あるいは弊害があるものであるかゆえに、これは禁断すべ

きものであるかという事は、それらの各仕事々の進歩発展に任せるというよりな趣旨で、これは規定したのであります。今あなたはいわゆる可視線とかいう電気療法、これは私の経験するところによると、ある場合においては非常に効果のあつたことも私は認めておる、またやり方によつては非常に弊害のあつたことも承知しております。でございますから、そういう弊害のあるものが存続するという事は、保健衛生上おもしろくないというようなもの、もちろんこれは禁止しなければならぬ。そうでなくて、従来やつておるものであつて、多少効果があり、もしくは効果ありと信すべきこれらの手術を行い、もしくは受けておる者があるとなれば、お前がこういうものをやるために弊害があつて困ると言つて、ただちに一概に強断することもできないと思ひます。これは個々別々の事實の發生に伴つてこれを検討して、それらの行政措置をすることが正しいのである、かように實は考えておるのであります。

○榊原(亨)委員 厚生大臣が醫學の方に素人でいらつしやいますから、私の質問申し上げた點にはずれておるのであります。これは醫務局長なんかよく御承知であります、たとえば高圧電周波その他の電気療法、こういうものは非常に危険であると思つておるのであります、それを八年間の餘裕がある間にそのまましておきながらつてもであるか、あんな、マッサージュの方に電気療法を許さないにかかわらず、そういう素人一方にそういうものを許しておくかどうか、その點を承りたいと思ひます。

○東政府委員 ただいまお話の電気療法のうち、いわゆる高周波でありますとか、あるいはまた紫外線であるとか、そういうふうなものが生物學的作用的の強いものであることは申すまでもございませぬ。従つてそれが人體にただちに危害を及ぼすようなおそれのあつたものは、ただいままでには許されてはならないはずであります。現在さうな名前を掲げておられます療法といつたにしても、そのものが人體にただちに危害を興えるおそれなしということの前提のもとに許されておるものが現存いたしておるのだと思ひますので、そういう意味におきまして現存いたしておるものは、現状におきましてはただちに人體に危害あるものとしてこれを禁止する必要のないものである、そういう解釋をいたしておるのであります。しかしながらもしもその中に、ただいまのような意味で危害のあるものは、これはもちろん禁止いたします。でありますから言葉強く申すすれば、現在行われております高周波あるいはまた紫外線というふうなものは、かりに特にそれらにいい力があるといつたとしても、それらの威力を生體內に發揮し得る程度には用いられていない、言いかえれば効果なきものとも考へられるのであります。

○榊原(亨)委員 次に柔道整復術の方ににおきまして、レントゲンをもつておいでになりました、使用しておいでの方がおられます。午前中も田中さんからレントゲンのお話もございましたが、こういうふうなものはどんなふうにお取計らいをなさるおつもりでありますか。

○東政府委員 レントゲンは普通の人

が自由自在に使うという事は許されていらないのであります。従つて柔道整復の方々がそれを自由に使われるという事は、私どもの考への外にないのであります、さうなことがあつてよろしいとは考へておりませぬ。

○榊原(亨)委員 次にこういうふうな法律によりまして、あんな、はり、きゆう、あるいは柔道整復術というふうなものがあるに許されることになるのであります、その場合におきまして、これを社會保険の給付の對象とするおつもりでございますか、あるいははまたさういふものは社會保険と別になるというふうなお考へでありますか、その點を承りたい。

○東政府委員 現在社會保険におきましては、柔道整復術については契約を結んでやつておりますが、あとはいたしておりませぬ。

民間の療法にひとしいようなものにして、高い金をとらずに治療を受けられるという方法を講じていただきたいと思ひます。私思ふのであります、さういふ御意思がございませぬかという事を承りたい。

○榊原(亨)委員 今後はどうなさるおつもりでありますか。もう一つ附け加えてお尋ねしたいのは、柔道整復術にいたしても、そこに被保險者が参りまして保證を出しまして、實際上はもうできないのだというふうなことで治療代を別にとる、その治療代が相當高い治療代をとつておられるという事情がございませぬか、こういうものを民間の簡易療法として認められる以上は、保證をもつていづつてもそれでやれる、あるいは簡単に、ポケット・マネーを出さなくてもやれるというふうにしていただきたいと思ふのでございます。殊にその場合に、さういふものをそれらの方が拒否するといふ場合に、これはやつてもらつては困る、醫師に對する罰則があら

適當な料金のわく内に落ちるようにはしたいと思ひます。なおこれは私の考へであります、さういふにこの法案が通りました際には、中央地方にこのことに関する委員会ができて、その委員会のおもなる目的は、さういふ業務上のことにまで及ぶのではないと思ひますが、しかしながら當然諮問機關として、適正料金の問題なども、その地方々々、あるいは中央においてさういふものを設定すべく審議する機会があるものと存じております。

○榊原(亨)委員 次にこの法案がやましく論議されてから、醫療類似行爲をしておられる業者の中には、ここに新しい宗教をおつくりになりました、その宗教によつて、この醫療類似行爲をしようとしてお、でになる方が現にあるのであります。新しい宗教をつくつて、御本尊さまを置いて、さうしておさい銭でやられるののどうか知りませぬが、その場合にこれらの法律の適用の範圍外にそれが置かれるということがあるのでございます、その點はどんなふうにしてお取締りになるおつもりでございますか。それとも宗教は信仰の自由というところによつて放任なさるおつもりでございますか。その點をお伺ひいたします。

締ることができないのではないかと私は思いますが。治療をいたします場合に、治療代をとつて、そういう行爲をやればひつかかるけれども、信仰としておさい錢でやる場合には、これは法律上ひつかかるのではないかと、この疑問がござりますが、私は法律家でありませんので、一松厚生大臣はよく御存じでありましたから、どういふふうに御解釋になりますか、今の解釋でよろしいのでしょうか。

○一松國務大臣 宗教のうちに淫祠邪教というのがあります。淫祠邪教がそういうようなことを言つて人心を惑わすという事は、明らかに法の取締りを受けねばならぬ。警察犯處罰令等にも規定してある。しかもこれを飲めば病氣が始ると言つて飲ませるといふことがあれば、それがいわゆる保健衛生に差支えがあるということになれば、もちろんこちらで取締らねばなりません。

○神原(亨)委員 次に現に盲啞學校とかいうところに就学中の方、殊に來年三月なら三月に御卒業になるといふうな方に對しては、この法律を適用して試験を受けるということになるのをごさいますか。

○一松國務大臣 そういふものはこの法律の原則からいけば、ちやんと法律に規定してある條件を具備しなければ資格を與えないのであります。しかしながら來年の四月はもう卒業する、ところが効力のあるのは三月までだ、ただ二箇月で資格を得るか得ないかといふような事であるときにはどうすればいいか、これは政治的に解決をしなければならぬ。そういうことは當路者と厚生省との間において、適宜よく話し

いの上で萬遺漏なきを期する、こういう考えをもつております。

○神原(亨)委員 大體これで私はんま、マツサージの法案はわかつたのであります。先ほど福田さんが御發言になりました接骨師というものに名前を變更してもいい、修正しても可能だといふふうなお話でございましたが、技術的に修正なさるのでございますか、委員長のおはからいを伺いたいと思ひます。

○小野委員長 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○小野委員長 速記を始めてください。

○神原(亨)委員 次に醫藥部外品等取締法案について承りたいのであります。が、部外品の中で「皮膚の組織の變更又は體臭の防止」云々という事柄があります。その御説明の中で、たとえば皮膚の表面にできるにきび、はくろ等を除去する醫藥品のごときものとあるのであります。自然に生理的にできるとは、はくろはできると聞いておりますが、にきび、はくろは生理的にできる現象か、あるいは疾病か、この點をばつきり承りたいと思ひます。

○東政府委員 にきびが生理的であるとは醫學常識では申せないと思ひます。はくろの方は、はくろと言つておられますものの中にもいろいろあります。元來のはくろはあります。ならば、これは生理的なものと考へていいと思ひます。

○神原(亨)委員 そういたしますと、にきびが疾病であればこれを直す薬といふものは醫藥部外品として上げるのでございましてよろしいか。

○久下説明員 ただいま醫務局長からお答えいたしました通りでございます。にきびの程度のもは醫藥部外品として取締つて差支えないという考へでございます。

○神原(亨)委員 それから化粧品類を届出制としていたのでありますが、この化粧品の中に相當不良品がござりますために、ほとんど不治に等しいような皮膚炎を起したり、皮膚の病氣を起したり、いろいろ有害なことが起つておることは新聞紙その他で散見するところでありました。そういうものを取締るためにはやはり他の場合と同じように許可制をとることはいかげなものでありませうか。化粧品について届出制とした理由を讀みますると、數が多いから届出制にするのだといふだけでございます。許可制であつてはならないという理由がはつきりしておらないのであります。この點の御説明をお願いしたいと思ひます。

○久下説明員 化粧品を届出制とした理由は、御指摘のように、第一は化粧品の種類が多く、またこれに關する業者も多いということがおもな理由でございまして、そのほかにも化粧品の製造につきましては現在商工省において主として扱つております。これを本法案によりまして厚生大臣が取締りをいたしますのは、第一條に書いてござりますように、衛生上の見地から取締りということでございます。従いましてその意味で衛生上の取締りをする上に厚生省の衛生關係の視野に入れますために、製造の届出をさせることにいたしましたのであります。御指

摘の不良品の取締りにつきましては、第六條、第七條、第八條、第九條にございまして本法案の規定によりまして十分取締りの目的を達したいと考へておる次第であります。

○神原(亨)委員 次に小分業を製造業者の中にお入れになつた理由として、ここに出しておりますものはつきりしないのでありますが、その理由をお知らせ願ひたいと思ひます。

○久下説明員 小分業を特に加えましたのは、この種のものにつきましては、小分という仕事が多一年一つの業態として成立つておりますものが實際にございまして、その面からここに小分を入れましたのと、小分によりましてその内容の變るおそれも考へられませうので、さういふ意味から小分を製造所と同様に扱ひまして、取締りの視野の中に入れることにしたのであります。

○神原(亨)委員 御承知の上りにガラスの容器が今非常に逼迫しておるときでありますので、一つのまとまつたものを小賣業者のところに送つて、そこでこれを容れ物をもつてきた者におけるというふうなことによつて大衆は非常に便利になるのであります。それを殊に製造業者だけに小分業をやつて、店頭においてこれをわけるときを許さないといふことはどうかと思ひます。その點はどうかでありますか。

○久下説明員 製造業についてだけ小分業という意味ではございませんで、製造業という言葉の中へ小分業を含めるといふ意味でございまして、従いまして今御指摘のようなもので、小分を分業とするということでありませうか、その小分をする仕事そのものが

ここに言ひ小分になるわけでありませうか。

○神原(亨)委員 そうすると化粧品店の簡單な小さい商業者は化粧品をわけて賣ることはできないことになりませうか、いかがでございませうか。

○久下説明員 そういふものは小分業者として許可を受けることになりませう。化粧品でありますれば許可ではありませんで届出であります。醫藥部外品でありますれば、そういう場合には許可を受けなければならぬことになりませう。

○神原(亨)委員 そうすると簡單な町の化粧品店が小分業の許可を受ける場合には、簡單にお許し願へるであらうか。それとも非常にむづかしいのであらうか。要點は現在容器がないこと、化粧品は婦人の生活必需品にも等しいものである。従つてできるだけ安く婦人の方々にわけることが必要なものであります。いつでも、どの店でも届出によつてやれるというなら結構なものであります。めんどうな手續を要するということになると、これはむづかしいと思ひます。この點お聞きしたい。

○久下説明員 第三條第二項にはつきりしておりますように、化粧品につきましては單なる届出によつてできることになつております。

○神原(亨)委員 食品衛生法案について質問したいと存するのであります。第五章に検査という條項がございませうが、食品のすべてについて一つ一つ検査するといふことは、これは非常な手數になつてくるのでございませうか、この點は實際の運営士どんなふうな考へをもつていらしやいませうか。

か、お聴かせ願います。

○三木政府委員 本法律案第十四條の検査、特に御指摘の場合は製品検査であるとの限りにおいてやるのであるかという御質問であります。この法律案が成立いたしました後、一つの方針として、なるべく急激なる變化を避けていきたい、かように當局としては考へておるのであります。この検査につきましては、これはこの法律案に最初に現われたものでありますので、さしあたりましては、現在やつておりますところの人工甘味、ゼラチン、サツカリンであります。及びこれは法制的に規定はいたしません。事案上やつておられますところの色素類について検査をやつていきたい。こう考へておるのであります。爾後その範圍を擴張する必要がございますれば、この法律案に定めてございまして、この食品衛生委員會の議を経て、慎重にきめていきたい、かように考へておるのであります。

○榎原(亨)委員 第二十八條に、食品のいろ／＼な間違ひから死亡いたしました場合に、解剖にすることが出でおりますが、この點に對して、具體的にどの程度のもので原因が判明しない場合に、やるというのであります。どういふふうな考へてありますか。

○三木政府委員 第二十八條に「食品添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死體を遺族の同意を得て解剖に附することが出来る。」また都道府縣知事は「その死體を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これを通知した上で、その死體を解剖に付することが出来る。」という規定がございまして、私どももいたしましては、死體解剖をやらないければこの法律案の第一條に書いてございまして、本法律案の目的を達成することが非常に困難である。かように考へておるのであります。また、ただちにそれに対する豫防治療等の対策を講ずることが出来る一つの例をあげてみますと、原子爆弾糖というのがございまして、これが大阪で發賣せられたのでありますけれども、大阪においては遂にこれが原子爆弾糖に由来するものであるということがわからなかつた。その當時は肝臓炎であるというふうな名前がつけられておつたのであります。これが東京におきまして、一家庭から二人のそういう肝臓炎の患者が出たというので、死因調査會による監察醫の解剖の結果これが判明いたしました。これに對する適切な対策をただちに實施することができた。さらにまたこれが原因を知ることができまして、將來の対策を立てることが出来る。たとへば直江津におきましては、昨年の中毒でありましたが、そのときには八百名の中毒患者で六十名の死亡者が出たのであります。しかし、そういう場合はブトマイン中毒だといふことに相なりまして、その死因を逐にはつきりすることができなかつたのであります。これが明らかに相なりましたならば、十分に公衆衛生上必要な措置を講ずることが出来ると思つておるのであります。またこの原因を知ることによりまして、治療方法を發見することが出来ると思つておるのであります。

見ることが出来ると思つておるのであります。エチレンジグリコールという薬品がございまして、それは脳血管に結晶がクリスタルであります。それができるといふことによりまして、重篤なる中毒症状を起すことがわかり、またその対策ができたのであります。従いまして私どももいたしましては、ぜひとも本法の目的達成のために死體解剖をやつていきたい、かように考へておるのであります。具體的にいかなる場合に死體解剖をやるかということにつきましては、個々の場合について具體的に考へてみないとわからないと思つておるのであります。その死因が明らかであり、そしてその対策が明らかであり、治療及び豫防及び公衆衛生上必要な措置が適切にでき得るといふような場合にございましては、この法律案によりまして、その解剖は必要ない、かように考へておるのであります。ただ問題となりましては、これらの解剖を行うにあたりまして、國民感情と申しますか、そういう點におきましてやや難點があると思つておられますが、しかしこれにつきましては、この法律案に規定してございまして、禮意を失わないように十分の注意をいたすことにも相なつておられます。また解剖の例を見ましても、大學その他の醫務機關の解剖については申すまでもございませぬが、司法解剖といふものもございませぬ。さらに死因調査令によることでの解剖、これは御承知のように東京及び五大都市及び福岡におきましては、死因が不明なる場合にはこれを解剖する監察醫制度といふものもございまして、現にやつておるのであります。そういう次第でもございまして、かく

のごとき前例もございまして、この法律案の目的を達成いたしますために、ぜひともやつていきたい、かように考へておる次第であります。

○小野委員長 政府側に申し上げますが、審議を急いでおる委員長の氣持を察していただきまして、答辯はなるべく御簡潔にお願いしたいと思います。

○榎原(亨)委員 次に船員保險法についてちよつと質問をさしていただきました。二の第一項第一號に「紹介セララル職業又ハ補導ヲ受ケベキコトヲ指示セララル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適當ト認メラルルトキ」とあります。この「不適當ト認メラルル」という標準は、どういふことを標準として不適當と認めるか。技術上の問題はどんなふうにお考へになつておられますか、承りましたと思つておられます。

○宮崎政府委員 「紹介セララル職業又ハ補導ヲ受ケベキコトヲ指示セララル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適當ト認メラルルトキ」と申しますのは、たとえばお医者様に旋盤工の仕事をしろという、これは極端な例でありまして、それは不適當だと思つて、そういう極端なことはないにいたしまして、その人の職業の能力と紹介の種類とが非常に合わないものでありますならば、これはいけないといふことではないかと考へておられます。

○榎原(亨)委員 イギリスの失業保險の例に照らしてみても、たとえば失業者が結核になつた、そして職業補導所においてはこの職業に就けず申しまして、まだ體がえらくてできないというふうなことで、そこに非常にト

ラブンが起つておるのであります。この場合にそういうものを能力のあるかないかということをお判定になるには、實際運賃上どういふようになるか、おつもりでございまして、それを承りたい。

○宮崎政府委員 ただいまのお尋ねの點などがはなはだむずかしいところだと思つておられます。結核と申しましては、患者の病状の程度にもよりますし、職業と申しても職業の種類にもよりますし、はなはだ制斷に困る場合があるかと存じます。そこでどういふふうな標準が必要であると思つておられます。その基準は厚生大臣が船員保險委員會の意見を聴きましてきめることになつておられます。その基準によりまして大體適當なる判断をつけるように、行政廳としてやるつもりであります。

○榎原(亨)委員 終りました。

○小野委員長 松谷天光光さん。

○松谷委員 私はあん摩、はり、きゆう柔道整復等營業法案につきまして、四つばかり伺いたいと思つておられます。すでに各委員から質問を盡されておりますので、重複を避けて簡単にいたしたいと思います。

第一に第三條、第三項に出ておられます後半の部であります。第一條に規定する業務を行うに適しない者、こうございまして、この適しないといふ中に盲人を當局は意味しておられるかどうかといふことを率直に伺いたいと思つておられます。そしてまたその適しない者という判断を、いかなる點にお置きになるかといふことを伺いたいと思つておられます。

○一松國務大臣 それはこの三に書いてある通りでございます。

くとすぐにわかります。第一條に規定する業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、第一條に規定する業務を行ふに適しない者で犯罪又は不正の行爲のない者などはもちろんできるのであります。

○松谷委員 今のような解釋にすると、これが決定しておれば安心してこれを讀むことができると思ひます。

それから先ほど種原委員からも出ておりましたが、二條の第三項に羅列されてあります學問、解剖學なり病理學なり生理學という、この條文だけを見てもおぼやかし、どうもまたいわけゆる盲人に對してはこれを除外するという現實が出て來はしないかというおそれが出てまいりますので、先ほどの東局長からの説明によりますと、委員會がこの程度を決定するというので安心していたしました、どうかその點を次の法案改正の場合において、もう少しこのところが讀んですぐ安心感を受けられるような點に改正していただくことを希望いたします。

次はやはり第二條の第一項でございます。これは先ほど大瀧委員からも出ておりましたが、從來その數において相當多きを占めておつた盲人の方がこの一つの資格を今後取得されるということになつたときに、一つの學校なりあるいは養成施設に通學することは相當困難な問題であると思ひます。

これに對して當局は通信教授の意思があるかないかということをお尋ねしたいと思ひます。なお先ほどの東局長のお話によりますと、解剖學なり病理學も、中學校の生理衛生を少し上まつた程度のものにしたいというお答えがございましたが、これからの

たしますと、これは通信教授でもその資格は獲得できるやに承るのでございませうが、この點いかかでございますか。

○東政府委員 ただいまのお尋ねの第二條の養成施設あるいは學校に通わずに、通信教授をもつて資格がとれるのではないかと質問に對しましては、目下私どもの方では通信教授のこととは考へておりません。それから學科の科目につきましては、これによつて盲人がその教育を受ける機会を失うやうなものではなからうかという御懸念のようでありませうが、すでに現在の盲人教育機關におきましてもこれらの科目を相當の程度りつぱにこなしております。この教科目があるがために盲人が不當のハンデイヤツグを受けるというようなことは毛頭考へておりません。

○松谷委員 現在通信教授に對してはお考へになつておらぬということでありませうが、これは全委員においてもう一度御検討願ひたいと思ひます。

なと同じ條文におきまして、學校あるいは養成施設に通學するという場合において、あんなに二年、きゆう及びび柔道整復は四年、こりいう非常に長い年限を要することになつておりますが、この學校修業にあつて、國家は特に盲人あるいはその他の弱い立場にある方々に對しての、學校通學に對する國庫扶助等の意思はありになりませうか、伺いたいと思ひます。

○東政府委員 その問題は直接には文部省の所管と存じますが、すでに當方としては文部當局の方とも緊密な連絡をとつておりました、その方向にも話を進めております。

○松谷委員 次は第十八條の後半でございますが、引揚者の方々に對しての期限が昭和二十三年十二月三十一日となつておりますが、ただいまの引揚げの現状からまいりますと、昭和二十四年の十月をもつて大體終了されるというかつての發表を伺つたように記憶いたしておりますが、さういたしますと、この二十三年の十二月三十一日で打ち切りますと、それ以後の引揚げの方はこの規則に漏れるという心配が出てまいりますが、この二十三年と規定なすつた根拠を伺いたいと思ひます。

○東政府委員 この二十三年十二月三十一日というのは動かしたものでない、ゆるデッドラインを示したものでないのでありまして、さしあたりまず來年度においては相當の引揚げの完了を見こんでおりますので、それが二十四年度に延び、あるいはそれ以後に延びまして、そのときには然るべくこれは延長いたします。

○松谷委員 それではどうかその引揚げの時日とかみ合せまして、むしろこの期限は決定していただきたく希望いたします。終ります。

○小野委員長 午前中田中君から發言のありましたことに關連して一松厚生大臣より發言を求められておりますから、この際これを許します。一松厚生大臣。

○一松國務大臣 田中委員の御發言の詳細は承知しておりませんが、ごく概略のことは、はり、きゆうあんまのこの法案の提案に關し、もしくは資格の

付與に關して、業者の間に運動費を集めて、その運動費を厚生省もしくは民衆の黨費に寄附するようにしなければならぬとかいうことで、しきりにさういうことが行われておるといふうわさを實は耳にしておつたのであります。アカハダという志賀義雄君の主宰しておられます新聞紙の表面にも、さういふ記載のあつたことを私見て驚いたのです。私の見たアカハダの記載は、りますと、鍼灸に關する業者のある人が、一松厚生大臣に對してこれを運動したところが、厚生大臣は、民主黨に千五百萬圓を寄附せよといふやうなことを言つたといふやうなことを、大阪の業者の會議においてこれが取上げられ、大阪の業者は非常に憤慨して、さういふ運動をしないとかいふ決議をしたとかいふ記載があつたので驚いたのであります。私は業者に對してさういふことを言つたこともなければ、考へたこともなく、常に私の所にいる／＼なことで運動にまいります人には、さういふ運動をすることにやつて金を集めて、さうして君方の仲間

に迷惑をかけるやうなことがあつてはいけない、聞けば、いろ／＼な運動にぐる／＼と、運動費と稱して業者から金を集めて東京に來て、さうして宿屋に泊つてせたくをして、あるいは歸りに熱海に寄つて豪遊を試みるとかいふやうなことで、さうして運動費と稱して業者から金を集めるといふやうな悪い習慣のあることを聞いておるから、さういふことがあつては相ならぬからといふので、常に私は論じておるといふ立場にあります。いわんや今までのあんま、はり、きゆう、柔道整復術等の業務の改廢もしくは法案の制定とかいふことに關して、業者からさういふことを聞いたこともなければ、さういふことも實は耳にしたこともなかつた。しかしながらさういふうわさを後に聞きましてから、私は鍼灸の方に關係のある參議院の小林議員に面會しまして、それらのことを確かめたところ、小林參議院議員は、さういふことは絕對にありません。ただ今までの一年の會費十圓でつたの二百圓に上げました、そのことをあるいは誤解したのかも知れませんが、さういふ話がありましたが、十圓を百圓に何のた

めに上げたのかと聞いたところ、これらの人々の業務の向上發展をはかむためには、再教育等をする費用も要りましようから、さういふことを豫期して、會費十圓を百圓に値上げたのであります。さういふことであつたから、私は、さういふやうなことを費用を集めるといふのは、この際よくないやないか、さういふことは君しな

方がよろしいぞといふくらいに、私はそのやつたことを難詰したやうな立場にあるのであります。實に私も不都合なアカハダの記事だと思つておりました。實は志賀義雄君が編集人でありませうが、これを名譽毀損の告訴しよつとまで思つておつたのであります。一松が千五百萬圓を民主黨に寄附せよなどといふことを自己體が常識に反する事柄でありますから、むしろこれは笑殺した方がよからうといふことで、今のままにしておるやうな次第であります。また大阪方面の鍼灸に關する人がわざ／＼私に面會しまして、實はおおびにまいりました、ああいうやうなことがアカハダに出ておつて、非常にわれ／＼は憤慨しましたので、

アカハタに對しては、絶對さういふ事實はないといつて取消しを要求しておられるよう次第でありますから、どうかひとつ御立腹していただかないようにといふことを、わざ／＼陳情にきたといつて私に面會に来た人もあつたのであります。私は實は笑つて、さういふやうなことがあるともちろん自分は考へていないが、アカハタがとき／＼さういふやうなことをいつて、現内閣の關係にきずをつけるのが、あるいは世の中の治安を紊すやうな記事があることはなはだにが／＼しいことだと言つて、實は笑ひ話をしたといふ事實があります。厚生省に寄附せよといふやうなことがあつたとかいふことは絶對にありませんから、この法案を審議せられます皆様の御熱心なる御審議に對して、さういふやうな忌むしいうわさがあるといふことに對して、私その

當局の大臣といはしまして、これらのことを明らかにして、この委員會を通じて國民の皆様の御了解を得て、民主黨、厚生省並びにこれら關係の各委員諸君が、さういふやうな汚ない行動のために何ら汚されておることのないといふことだけを、明らかにしておきたいと思つてあります。

○小野委員長 以上をもちまして質疑を終りました。

ただいま議題に供されております食品衛生法案、醫藥部外品等取締法案、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案、船員保険法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して討論いたします。田中松月君。

○田中(松)委員 食品衛生法案、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案につきましては、もつと私もは慎重に検討したいのでございますが、これは會期も切迫しておる今日やむを得ませんので、次の國會に根本的な審議をするといふことを保留いたしました。日本社會黨、民主黨、國民協同黨を代表いたしました、一括賛成をいたすものでございます。

○小野委員長 大瀧代司君。

○大瀧委員 ただいま本日ほんとうにわかに配られたこの法案に對して、十分に審議を盡し得なかつたやうに思ふのであります。殊に榎原君と私たちの質問に對しても、十二分にまだ納得いかぬものが多々あるのであります。かり、ただいま田中君のおつしやる通り、來る議會において必ずこゝろした點を明らかにして改正せられることを條件としたしまして、賛成の意を表します。

○小野委員長 以上をもちまして討論は終局いたしました。

採決いたします。ただいま議題となりました食品衛生法案、醫藥部外品等取締法案、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案、船員保険法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して採決いたします。四案とも原案の通り可決することに御賛成の方の御起立を願います。

○小野委員長 起立議員。よつて四法律案は原案の通り可決せられました。なおお諮りいたしますが、これらの案について、議長に報告いたすことにつきましては、委員長に御一任願いたしと思ひますが、御異議ございませんか。

○小野委員長 これより請願及び陳情の審査にまいります。請願及び陳情書は数が非常に多いので、趣旨を同じくするものはできるだけこれをまとめて審査してまいらうに取計らつていきたいと思ひます。請願日程第一、老齡元軍人に恩給復活の請願、矢野庄太郎君紹介、文書番號第二號、それから第三五、恩給増額に關する請願、古賀喜太郎君紹介、文書番號第八三〇號、日程第四八、恩給増額に關する請願、志賀健次郎君紹介、文書番號第一一四三號、日程第三九、中學校教員の恩給増額の請願、志賀健次郎君紹介、文書番號第一〇六七號、日程第四一、恩給増額に關する請願、増田甲子七君紹介、文書番號第一〇七六號、日程第四二、恩給増額に關する請願、唐木田藤五郎君紹介、文書番號第一〇九四號、日程第四四、巡査の恩給増額に關する請願、志賀健次郎君紹介、文書番號第一二二六號、日程第五六、巡査恩給増額に關する請願、志賀健次郎君紹介第一二七七號以上を一括して議題といたします。紹介議員の御説明を願います。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私から代つて説明いたします。考齡元軍人並びにその遺家族は、現在の物價高のため極度の生活苦に悩みつつある實情は、今さら説明申し上げるまでもなく、關係當局、各委員の皆さん十分御了解の通りでございます。どうぞ、こうした人たちの生活の一助に

なるために恩給を復活せられるようお願いしたいのであります。なお普通恩給または扶助料を受けておる者でありまして、數年來の物價

高のため極度の生活苦に悩んでおる實情、これまた關係當局並びに議員の皆様すでに御了承の通りでございます。より以上の説明を申し上げることをこの際差控えます。どうぞ恩給を適當に増額されるようにお計らい願いたいと思ひます。

○小野委員長 この恩給復活または増額に關する請願につきましては、さきに恩給法一部改正法律案の審議の際に併せて審査いたしましたのでございますから、それと同趣旨のようでございますから、これにつきましては別に政府の意見を求めることなしに審査を終了したものといたします。御異議ありませんか。

○小野委員長 日程第二、妊産婦に砂糖の特配の請願、庄司一郎君紹介、第二八號、日程第三、妊産婦に味噌特配の請願、川越博君外一名紹介、第四〇號、以上を一括して議題に供します。紹介議員の説明を求めます。庄司一郎君。

○庄司一郎君 日程第二の請願は、妊産婦に砂糖を特に配給してほしいといふのであります。この請願は、宮城縣柴田郡大河原町の婦人協議會より提出された請願でございます。この婦人協議會は、さきには、新憲法下における男女同權平等の趣旨に即應しておバコも婦人に配給せよといふ請願を出し、その次には糖練の配給の増配を請願し、今回はいよいよ議題になつてお

ります砂糖を妊産婦に特配してほしいといふ請願をしておりますが、近來外國より砂糖の輸入も近いようござ

いますから、一般の國民にもとより多少にかかわらず砂糖の配給はあると思ひますが、特に妊産婦の場合は、妊娠の苦惱、あるいは産みの苦しみ、さうして赤ん坊を育てていくお母さん方に、單に調味料としての砂糖の特配という意味だけじゃなく、精神的に母を敬愛するといふ國家的の意味において、また妊産婦に生理的、肉體的に榮養を與えるといふ大きな見地から、特に政府におかれては妊産婦に對して砂糖の特配をお願い申し上げたいといふのが趣意であります。

第二の、みその特配も同様であります。みその自家製造をやつてゐる農民諸君は別問題でございますけれども、全部おみそを營國を通じて配給を受けておる家庭からいいますならば、特に妊産婦は、俗にいう肥立ちまで、健康體になるまで、みそ汁を體にこめてその健康體を速やかに復活させてあげて、丈夫な母性として赤ん坊にゆたかなるお乳を與えることができ得るやうな健康體の母性をつくるため、砂糖やおみその増配が絕對必要である。さういふ母性尊重の意味からの全國的な大きな意義のある請願であると思ひます。何とぞ御採擇をお願い申し上げます。

○小野委員長 本件に對しまして政府の御意見を求めます。

○守田説明員 砂糖の係りが來まして御説明申し上げることになつておりましたけれども、あいにく今日不在でありますので、私が代りまして最近の事情を御説明申し上げます。國内におきます砂糖の生産數量は、昭和二十一年に十三萬八千ピクル、それから本年の計畫としまして二十五萬ピク

ルと見込んであります。砂糖の係りが來まして御説明申し上げます。國内におきます砂糖の生産數量は、昭和二十一年に十三萬八千ピクル、それから本年の計畫としまして二十五萬ピク

ルと見込んであります。砂糖の係りが來まして御説明申し上げます。國内におきます砂糖の生産數量は、昭和二十一年に十三萬八千ピクル、それから本年の計畫としまして二十五萬ピク

ルと見込んであります。砂糖の係りが來まして御説明申し上げます。國内におきます砂糖の生産數量は、昭和二十一年に十三萬八千ピクル、それから本年の計畫としまして二十五萬ピク

ルを計量いたしておるのであります。この砂糖の用途につきましては、一應牛乳添加用として一年間にどうして...

で、国内産をもつては、たゞいまお話のありました妊産婦に砂糖を供給...

は、これら原料であります。米、麦、大豆、小麦、とうもろこし、大豆、小麦...

こと、現在米が全国に自家用を除いてどの程度持ち合わせておるかという...

る形態のみであります。そのほか、杜込みましてみそに熟成して...

ておりますけれども、一箇月のみその配給する数量が、最低限五百六十萬...

入の原料のいかんによりまして、これは考慮をしたいと思います。...

は、承知しております。しかしながら、赤ん坊の生れる数は一日二十四時間...

知照、あなたがお知りにならないゆえに承知したいという学究的な意味に...

おいては、あなたの發言を尊敬いたします。しかしながら、もし議員が...

とここに附加して御答申申し上げておきます。たゞいまお尋ねの妊産婦の...

○小野委員長 日程第四、南方からの引揚齒科醫に開業許可の請願、...

○田中(松)委員 本請願の要旨は、海峽植民地齒科醫師法により、...

○小野委員長 政府の御意見を伺います。○東政府委員 ただいまの請願に...

て、その中にもありました通り、外地における免許をもつておる者として、...

○小野委員長 日程第五、国立療養所入院費患者負擔反對の請願、...

○山崎(道)委員 本請願の要旨は、国立療養所の入所規定の改正による入所...

○三三三 陳情、日程第二七、国立療養所患者の生活擁護に關する陳情、...

○小野委員長 政府の御意見を求めます。○東政府委員 この問題につきまして...

されたいというのが請願の趣意でございます。殊に厚生省當局におかれましては、...

○小野委員長 政府の御意見を求めます。○東政府委員 この問題につきまして...

は、當委員會におきましても數回にわたりました。...

おります。處置並びにとらんとする善處方等について御説明申上げ、...

結果になります。これは私どもとして不本意でもあり、またこれは非常に懸念...

すべきことと存じます。従つて入院費の負擔にたえないために療養を中止...

いたしております。
○小野委員長 日程第六、柔道整備師取締規則の一部改正に關する請願、福田昌子君紹介、第三〇六號、日程第二六、鍼灸醫法制定に關する請願、淺沼稻次郎君外二名紹介、第八三七號、日程第五一、鍼灸マツサシ師法制定に關する請願、小野孝君紹介、第一一八一號、日程第五二、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、佐々木秀世君外三名紹介、第一一八五號、日程第五四、鍼灸マツサシ師法制定に關する請願、齋藤昂君紹介、第一二四一號、日程第五五、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、森直次君紹介、第一二四三號、日程第六二、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、生越三郎君外一名紹介、第一三〇四號、日程第三七、治療師制度の改善に關する請願、岡田春未君紹介、第一〇一〇號、日程第四〇、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、山崎猛君紹介、第一〇七一號、日程第六四、療術師の權益確保に關する請願、坂東幸太郎君外三十一名紹介、第一三一號、日程第六七、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、船田孝二君紹介、第一三二六號、日程第六八、同小野孝君外一名紹介、第一三二七號。

陳情日程第五、鍼灸醫法制定に關する陳情書、第一三五號、日程第三二、治療師に對する試験制實施その他に關する陳情書、第五三九號、日程第四〇、盲人鍼灸業存続に關する陳情書、第五九七號、右一括議題をいたします。この際おはかりいたしますが、これらの請願及び陳情につきましては先ほど審議いたしました、あん摩、はり、きゅう、柔道整備等營業法案の可決によりまして、本國會に關する限りこれらの請願、陳情はこれを審査する必要がな

くなつたものと思ひますので、これを審査いたさないことにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小野委員長 御異議なしと認めまし

てさうに決します。
○小野委員長 日程第七、青年禁酒法制定反對の請願外三件、細川八十八君紹介、第三七一號、日程第八、青年禁酒法制定の請願、相馬助治君紹介、第三八四號、日程第九、同坂東幸太郎君紹介、第三八五號、日程第一〇、青年禁酒法制定反對の請願、中野貞吉君紹介、第四〇七號、日程第一三、青年禁酒法制定反對の請願、木下榮君外一名紹介、第五一〇號、日程第一四、同岡田勢一君外一名紹介、第五一一號、日程第一五、同、的場金右衛門君外一名紹介、第五二二號、日程第一六、同酒井俊雄君紹介、第五一三號、日程第一七、同川野芳滿君外一名紹介、第五一四號、日程第一八、同飯田義茂君外一名紹介、第五一五號、

以上を一括して議題に供します。禁酒法制定の請願と制定反對の請願がおりますので、両方の趣旨をお述べ願ひたいと思ひます。田中松月さん。
○田中(松)委員 紹介者缺席のため私から代つて説明いたします。まず青年禁酒法制定の請願の方から説明いたします。身心發育の途上にある青少年を酒の毒害から守り、飲酒の悪癖を未前に防ぐことは新日本將來の進展上きわめて緊要の施策であります。さきに未成年者飲酒禁止法の制定されたこともまつたくこの趣旨にほかならないが前古未曾有の難局に立つて現下に

十歳以上二十五歳未満の青年を酒害より護り、もつて民族の優生を期することが一層緊要であると思ひます。この趣旨から速やかに青年禁酒法を制定されたいとお願ひする次第であります。次に青年禁酒法制定反對のお願ひであります。酒は人類天賦の嗜好的飲料でありまして、わが國では冠婚葬祭等一切の儀禮に用いられ、適度の飲用は人體の榮養上にも、精神慰安のためにも、また生産力擴充にも多大の効果があります。しかるに二十五歳までの青年を限り、國法をもつてこれを禁ずることはかえつて他の一般青年との區別が困難で、その取締りが不可能であるばかりでなく、いきおい前途ある青年を刑餘の人とし、あるいは現下の食糧及び物資の増産に邁進する人の精神的慰安のためにも、このような法律を制定することは國家の將來に害毒をなすものであると思ひます。どうぞ同法案を否決されるようお願ひしたのであります。

○小野委員長 本請願はいずれも事立法に關しまするので、政府に特別の御意見がない限り、あえて政府の御意見を求めようと思ひませんが、いかがでございますでしょうか。——それでは説明を求めないことにいたします。
○小野委員長 日程第一一、住宅營團經營住宅買上の請願、佐々木東三君紹介、第四七五號。
○田中(松)委員 さきに住宅營團は關係方面より解散を命ぜられたので、その所有する經營住宅を他に賣却しようとしてゐる。ついでには、一、政府は宮城縣下二千五百戸の住宅營團經營住宅を買い上げることに、二、買上げ住宅は政府の直

營經營とするか地方公共團體に委託經營せしめること、三、勤務庶民階級の生活費を基準とする適正家賃を設定されたいといふのである。以上お願ひを申し上げます。
○小野委員長 政府の意見を求めます。——それではこの審査は後に延ばしたいと思ひます。
○小野委員長 日程第一二、結核療防ワクチンB・D・G注射中止等の請願、稻村順三君紹介、第四八二號。
○田中(松)委員 牛型結核生菌ワクチン、いはゆるB・C・G注射は危険なくして効果あることを科學的に立證することを得る時期まで中止せしめられた、また結核療防政策改善意見については、公衆人として請願人に陳述する機会を與えられたといふのである。
○小野委員長 政府の意見を求めます。

○東政府委員 B・C・Gの注射につきましては、すでにその有効性が學問的に立證せられておると存じますので、請願にありません。すでにそれは危険なく、有效なる療防ができるという時期と考へまして、むしろ政府におきましては、この注射が廣く行われるようにならうという考へでおります。
○小野委員長 日程第一九は、紹介議員の方より申出がありまして、問題解決のために請願取下げの手續中であるといふことでありまして、これを審査いたしません。
○小野委員長 日程第二〇、結婚問題の指導その他に關する請願、山下春江君外二十六名紹介、第六一一號。
○田中(松)委員 終戦以來の思想的混

亂、國民道徳の頹廢並びに經濟事情により婚姻を過ごした男女、夫の戰病死により再婚を希望する未亡人、人口比率上過剰の女子、あるいは風紀を紊す青少年の保護、救済は平和な道義國家建設の上にかわつて重要である。ついでには未婚青年男女に成人教育の普及、戰爭に原因する晩婚者等の結婚を助成するための結婚助成法の制定、妊娠調節の指導相談所の設置及び勤勞者に結婚手當の支給制度等を設けられたいといふのであります。
○小野委員長 政府の意見を求めます。
○三木政府委員 戰爭のため婚期を逸した男女や、あるいは戰爭未亡人の問題等、結婚の問題はまことに重要であります。政府といたしましては、まず國民生活安定の諸方策を急ぎますとともに、正しい結婚の指導に努力をいたしたいと考へておるのであります。ただいまのところ助成法は考へておりません。また妊娠調節につきましては、人體に無害な妊娠調節は國民の良識に委せて、有害注意物の取締りを行つていきたい所存であります。特に指導所の設置は、ただいまのところ考へておりません。

○小野委員長 日程第二一、産兒制限に關する請願、加藤シズエ君紹介、第六九一號、日程第二三、産兒制限に關する請願、武田キヨ君外二名紹介、第七七六號、右一括して議題に供します。
○田中(松)委員 わが國の人口過剰は、新憲法の企圖する平和的文化國家の建設に對する重大なる障害であり、人口の増加を抑制することは、對内的にも對外的にも必要なことでありま

す。ついではその目的完遂のため、一、不妊手術及び妊娠中絶の不当な制限の撤廃、二、有害避妊取締規則の改正、三、産児制限に關する國民の自由確保、四、官公立病院及び保健所等による科學的産児制限の指導、五、廣義の産児制限のため健康保険及び國民健康保險の利用、六、國際産児制限運動との連絡等をはかること、こうした點をぜひ實現するようお願いしたいのであります。

○小野委員長 政府當局の意見を求めます。

○三木政府委員 産児制限につきましては、政府といたしましては今日醫學的立場に立ついわゆる妊娠中絶等につきましては、これを許してありますけれども、人體に有害な方法につきましてはこれを禁止していきたい所存であります。速やかに國民經濟の安定と産業復興によつて、人口包容力を増加いたしました、これらの諸問題に對處していきたいと考えております。ただいま御請願の有害避妊器具取締規則あるいは産児制限に關する國民の自由確保等につきましては、人口問題研究所等の研究の結果とも合わせて、十分に研究を遂げていきたいと考えております。なお國際産児制限運動との連絡等につきましては、ただいまのところ考えておりません。

○小野委員長 日病第三二、生活協同組合法案反對の請願外二件、佐々木盛雄君紹介、第七三四號。日程第三一、生活協同組合法制定の請願、野澤勝君紹介、第九一八號。日程第四九、生活協同組合法法案反對の請願、庄司一郎君紹介、第一一五九號。日程第六三、生活協同組合法制定の請願外十六件、中

原健次君紹介、第一三〇六號。日程第六六、生活協同組合法制定の請願外一件、中原健次君紹介、第一三二三號。

陳情、日程第一一、生活協同組合法制定促進に關する陳情書外一件、第二四一號。日程第一三、消費組合法(生活協同組合法)制定促進の陳情書、第二七六號。日程第一六、生活協同組合法案に關する陳情書、第三一九號。日程第一八、生活協同組合法案反對に關する陳情書、第三六一號。日程第一九、生活協同組合法案に關する陳情書、第三七〇號。日程第二二、生活協同組合法案反對の陳情書外四十六件、第四四〇號。日程第二五、生活協同組合法案に關する陳情書、第四八五號。日程第二六、生活協同組合法案反對の陳情書、第四九四號。日程第二九、生活協同組合法案制定促進に關する陳情書、第五〇五號。日程第三〇、生活協同組合法案の提出撤回に關する陳情書、第五〇九號。日程第三八、生活協同組合法案制定促進に關する陳情書、第五八四號。以上一括議題に供します。田中君。

○田中(松)委員 まず反對の方から御説明いたします。生活協同組合の設立は、新たに資金設備の投下を必要とし、現在の資本資金の實情よりして國民經濟上不利である。二、これによる配給は機構的となり、國民健康文化的生活の趣旨に反する。三、既存の商業工業者の發展を阻害する。四、組合に對する税金免除は既存商業工業者に對し不均衡である。五、統制に對する緩和規定は配給機構を混亂し、やみの助成となる。六、ある特定の政治意圖に利用されやすい。七、組合の行方金融事業は消費者に危険負擔を與え、やみ金融の助長となる。八、組合の製造加工工業は

新たに遊休設備を加えることになる等の理由から同法案に反對をお願いするのであります。次に生活協同組合法案のお願。戦争による最大の犠牲者たる勤勞消費大衆を正しい國家の恩恵に浴させるため、生活協同組合法案が近く國會に提出されようとしておるとき、中小商業者は團結してこの法案の法律化に反對しようかとしておる、ついでには高邁なる政治理念の庇護により、生活協同組合法案の連やかなる國會提出と法律化の貫徹に絶大の考慮を拂われるようお願いいたしますのであります。

○小野委員長 本請願及び陳情も、立法に關することでありますから、特別の御意見がなければ、政府の御意見は承れないことにはありますが、よろしゅうございませうか。

○小野委員長 それではさようにいたします。

○小野委員長 日程第二四、石塚地方病院存置の請願、飯村景君紹介、第八二九號。日程第五七、新潟縣中央病院及び柿崎病院を中頸城病院に返還の請願、荊木一久君紹介、第一二七九號。日程第三三、大阪療養所を具塚市に拂下の請願、平島良一君外二名紹介、第九四〇號。日程第六五、青森市に國立總合病院設置の請願、山崎岩男君紹介、第一三一二號。

陳情、日程第一〇、宇野療養所市營還元に關する陳情書、第二三五號。日程第一二、伊東市に都結核療養所設置反對の陳情書、第二五九號。以上を一括して議題に供します。なお本件は一應類別を異にするものではありますけれども、個々の問題もあるようでございますから、政府の御意見は個々についてお伺いしたいと思ひます。

○田中(松)委員 日本醫療團解散に伴い、當地にある石塚地方病院處分については、本病院を公的醫療機關として存続し、長く社會公共の福祉施設として國營又は地方公營の醫療施設としていたがたいのであります。その他の請願、陳情は、ほとんど同趣旨のものでございませうから、請願の表題の通り希望がかなえられるよう善處方をお願いする次第であります。

○小野委員長 政府の意見を求めます。

○東政府委員 ただいま議題となりましたものうちで、請願第二四と第五七とはその趣旨において同様の請願と存じます。これらはいづれも直接厚生省當局といたしましてはその請願の趣旨を伺つておられますので、十分それを參照いたしましてその處理に當りたいと存じております。

請願第九四〇號の大阪療養所を具塚市に拂下の請願につきましては、一應この請願の筋は厚生省といたしましてはお受けすることができない由を具塚市當局にも申し上げました。その結果としていたしまして大阪療養所に隣接いたしました舊醫療團からまいりました千石莊の療養所の未完成の建物をもつてこの具塚市の希望する施設に充て得るといふことに相なりまして、目下その方面の折衝中であると存じます。

陳情の第二三五號宇野療養所市營還元に關する陳情につきましては、すでにこれは京都市との間に話合のつき

ましたこともありませうので、從つてこの陳情は提出者より撤回せられるような意思であるといふことを聞いております。

陳情二五九號、伊東市に都結核療養所設置反對の陳情、これもすでに東京都と、伊東市との間において問題の解決しておることと承知いたしております。

○小野委員長 日程第二七、少年保護事業團體に對する委託補助費増額の請願、磯崎貞序君紹介、第八五五號。松崎説明員。

○松崎説明員 少年保護事業團體と申しますのは、現在は司法省の所管でありまして、その委託費の増額につきましては、いろいろ御陳情されておるやうに聞いております。現在參議院の方で御審査をされております最高法務廳設置法案におきましては、私設の少年保護事業團體は、近い將來において全面的に廢止になり、その間に若干厚生大臣と司法大臣が協議して、その所管に當るといふことが規定されておるやうに、あの法案が通りますれば厚生省といたしまして合理的な少年保護事業團體の運営に努力いたしたいと思つております。

○小野委員長 日程第二九、國立療養所高山莊の修理完成促進の請願、岡村利右衛門君外一名紹介、第八九八號、紹介議員の説明を求めます。

○岡村利右衛門君 飛騨地方は嚴寒と積雪の氣象的條件による屋内生活のために、結核の蔓延を來しておるのであります。さらに山國特有の食生活並びに溫暖地以上に忙し農繁期における過激労働が、高原特有の強烈なる紫外

線下に行われるため、結核が非常に蔓延して居るのであります。しかるに結核療養施設の高山荘は未だ完成しておらないのであります。しかもさきに計畫された岐阜縣立療養所の開設を望まれない今日、現存の高山荘を修理完成して、優秀なる国立療養所とされんことを希望して居る次第でございます。この療養所は高山の市内から約一丁ほど離れたところにございまして北アルプスを一望のうちに眺める高峯にございまして、非常に景勝の地にあるのでございます。そして病舎は建築されたのでありますけれども、殿座のために瓦を全部壊されまして、今立ち腐れのようになりつつあるのでございまして、至急屋根瓦だけを修理していただきたいということが最も望ましいことでございます。そしてできれば完備をできるだけ早くしていただきたいということが請願の趣旨でございます。どうか當様の御意向を得まして、一日も早く完成したいものと存する次第でございます。

○小野委員長 政府當局の意見を求めます。東政府委員。

○東政府委員 ただいまの請願の高山荘については、本年の四月一日から醫療團營をば國營に移されまして、その團營を國に行つておる施設でございます。その施設の未完成の點、並びに現在の砂損の程度につきましまして、厚生省におきましても十分調査をいたしまして承知いたしております。従つてその營繕の必要性は重々承知いたしております。ただ非常に經費がかさむという見積りに相なつておりますので、一度に全部の御希望をかなえたいことはたまたまのところ困難で

あります。しかしながら最も必要な部分から逐次これを修復いたしまして、また完成をなるべく早くするように努めたいと存しております。

○小野委員長 日程第三〇、国立遺傳學研究所設置の請願、西山富佐太君紹介、文書表第九〇一號、田中君。

○田中(松)委員 本請願の要旨は、遺傳學は食糧問題及び人口問題の解決並びに文化國家再建に密接な關係を有しております。ところがわが國の遺傳學は生物學、農學、醫學界各方面の學者の協力により、比較的高度の水準にありまうが、その研究施設はきわめて貧弱であり、このような施設では今後いかに努力をいたしたとしてもこれ以上の進歩は望めません。殊に應用的研究に至りましては、大規模の総合研究によつて初めて達せられるものであります。ついでには速やかに国立遺傳學研究所を設置していただきたいのであります。

○小野委員長 本件に關しましては都合により審査を延期いたします。

○小野委員長 日程第三二、和歌山縣下朝熊部落の人權保障に關する請願、田中松月君外二名紹介、第九二八號、田中松月君。

○田中(松)委員 本請願はある事情によりまして、一應請願者から撤回いたしたらしい申出でございまして、さうお取計らいを願います。

○小野委員長 それでは撤回いたすことといたします。

○小野委員長 日程第三五は都合により審査を延期いたします。

○小野委員長 日程第四三、北海道民に燃料費補助の請願、坂東幸太郎君紹介、文書表第一一〇三號。

○田中(松)委員 北海道における燃料は食糧と同等の線にある重要必需品であります。一年の半分を雪に埋もれ、零下三十度の酷寒の中に生活する北海道民の燃料費は、生活費の半ばを費し、家族の榮養、乳幼児の發育にも事欠く困窮状態に陥つております。ついでには北海道住民のため、燃料費の補助をされたいというのであります。

○小野委員長 政府の意見を求めます。高田説明員。

○高田説明員 ただいまの請願の御趣旨の、全般的に北海道民に對して燃料費を補助するということは、私どもの所管ではございせんが、生活困難者に出しまする生活扶助金の點につきましては、私どもの所管といたしまして、本年の二月時分でございますか、すでにその措置をいたしております。先般石炭の料金が上りましたので、それに伴ひまして現在では十一月から四月まで半年間でありましたが、燃料は二トン半配給ということに計畫がなつておりますが、それに要しまする經費三千五百圓餘りを、日額にいたしますと十九圓三十五錢ということになります。それを普通の生活扶助費費以外に附加して給與してもよろしい、かような取扱ひになつております。

○小野委員長 日程第四五、舊樺太廳假免許齒科醫師に内地開業許可の請願、並木芳雄君紹介、文書表第一二二三號。

○田中(松)委員 舊樺太廳假免許齒科醫師は、大正年代から渡航開業してきた内務省免許の齒科醫師と技術的には何ら違いはありません。ただ資格がないため内地での開業は許可されず、極度の生活苦に悩んでおります。ついでには前記齒科醫師に内地開業を許可されるようお願ひしたいのであります。

○小野委員長 政府委員の意見を求めます。東政府委員。

○東政府委員 ただいまの請願の中にありました舊樺太廳の假免許齒科醫師につきましましては、その技術方面におきましては厚生省において調査いたしましたところでは、必ずしも技術が請願にあるがごとく優良なものとは認めがたいのであります。しかしながらこの問題につきましましてはすでに參議院の方の海外同胞引揚促進委員會におきましても同様の趣旨の要望があります。現状におきましてはこれらの人々に開業の免許を與える途はまつたくないのであります。この點につきましまして新たにこれらの人にそれらの途を開きますというところは、一應私どももいたしましては力の及ぶところではないのでございまして。しかしながらそれらの人々の窮境を十分承知いたしておりますので、適當な機を見まして今一度新しい途を開き得るや否やということの打診並びにその努力をいたすつもりではあります。しかしながらそれに対して十分なる成算をもち得ない状況であることとを申し上げておきたいと思ひます。

○小野委員長 日程第四六及び日程第四七は、都合により審査を延期いたします。

○小野委員長 日程第五三、驅蟲劑サントニン輸入の請願、福田昌子君紹介、文書表第一二二七號、紹介議員の説明を求めます。

○福田(昌)委員 今日驅蟲その他の寄

生蟲に侵かされて居る患者が非常に増加していることはたれしも認めることろでありまして、戦前においてもわが國は外國に比べて非常に寄生蟲の患者が多かつたわけでありまして、終戦後の今日におきましては日々その患者が増加している現状であります。ところが驅蟲劑というものは非常に貧困な状態でありまして、その驅蟲劑のうちでも最もよくつく稱せられますところのサントニンに關しましては、國內のストック品もすでに使い果したというやうな現状であるのであります。このサントニンを何らかの方法によつて國內に増加するということは、最も必要な状態ではないかと思つてあります。そういふ意味におきまして、このサントニンを輸入あるいはまた國內において生産、あるいはその他の方法によりまして、國內で使用できることろのサントニンを増加することに對しまして、御當局の御配慮を願ひたい。こ

ういふのがこの請願の趣旨でございます。つきましてはこれに關連いたしまして、今日の驅蟲劑の國內生産の状況またその前途はどういふお見込みであるかということに對しまして、御當局の御説明を承りたいと思ひます。

○小野委員長 政府の意向を伺います。

○東政府委員 驅蟲劑の不足している状態は私もいたしましてまことに感心に堪えないこととあります。仰せの通りサントニンは國內における生産量がきわめて低いのであります。現在はおそろく年産數百キログラム、すなわちサントニンのみをもつて全國にわたる驅蟲劑の資をあげるために必要

つておるといふことは、厚生省といいたしましてもよく承知いたしております。しかしながら事柄を考へてみますると、町村の住民の中で、その日の生活に困つておる人を救済するといふことは、町村といつても地方自治團體として本来の責務をもつておるかよりに存じますので、これに要する費用の一部を負担するといふことは當然のことだと存するのであります。なおその一部と申ししても、今日におきましては、その一割といふ負担区分となつておりますので、現状のままいくことが妥當であると私どもは考へております。

○小野委員長 陳情の日程第一、児童福祉増進に關する法令制度の陳情書、第一號、専門調査員朗讀を願います。

○川井専門調査員 現在児童生活の貧困を保護する法令はあるが、その内容は消極的で、かつ総合的施策がないため、その効果はあがらない。現下の情勢は児童保護問題の解決が最も急を要するときであり、これに對して積極的に福祉を増進する法令の制定が望ましいといふのであります。

○小野委員長 政府は児童福祉増進のために、先般國會を通過いたしました児童福祉法を制定いたしました。暗い面のみならず明るい面の児童の保健衛生、その他児童厚生施設といふようなものにつきましても、將來法に基きまして行政措置を行つていきたいと存じております。

○小野委員長 日程第三、現行社會保險法

險制度の改善に關する陳情書、日程第八、社會保險行政一元化に關する陳情書、右一括して議題に供します。陳情書の趣旨を朗讀願います。

○川井専門調査員 國民生活の窮乏に對處するため、現行社會保險制度の改善、並びに社會保險の積立金は直營診療所その他被保險者の福利厚生施設及びその遺族の生活安定のために融資されたといふのが一つであります。

次に第八、現行の健康保險その他の社會保險制度につき、昭和二十二年九月一日より實施豫定の政府案によれば、これらの所管官廳は、厚生省、労働省、運輸省等の各省にわたり、従つてその取扱機關も各地方行政廳に分立設置されることになつていますが、これは各種保險行政の關連性を無視したものであり、いたずらに諸經費を膨脹せしめて、國家財政の負擔を加重し、かつ事務の煩雜を招き、また地方公共團體より保險行政事項の相當量を中央機關のもとに集中することとなるから、國民の利益擁護と地方分権の確立のため、國民に接する地方取扱機關の一元化を要望するといふ趣旨であります。

○小野委員長 政府の意見を求めます。

○東政府委員 現行社會保險法についていろいろの問題があることは事實であります。また諸願の中にもありますが、さなければならぬ問題もあると存じますが、いずれにしても目下審議中であり、社會保險制度、これが一定の結論に達しまして社會保證法といふふうな形に現われれば、たゞいまの諸願の趣旨の大部分はそれによつて

解決し得るものと存しております。従つて社會保證制度が一日も早く實現いたしますように、政府といたしましては努力をするのが最もよき方法と存じております。

○小野委員長 日程第六、住居法制定に關する陳情書、第一四七號、川井専門調査員。

○川井専門調査員 借家借地人が、不徳なる所有者のため住居の安定を得ないのは公知の事實であるから、住居法を速やかに制定實施せられたいといふのであります。

○小野委員長 所管は司法省のようでございますが、立法に關する問題でもありますので、政府の説明は省略することにいたします。

○小野委員長 日程第七及び第九は都合により延期いたします。

○小野委員長 日程第一四、精神病院法の一部改正に關する陳情書、第二八九號、川井専門調査員。

○川井専門調査員 精神病院法第二條及び同施行規則第四條によつて地方長官の権限をもつて入院せしめ得る精神病者の診断は、必ずしも専門醫によるものと限らないが、これは支障があるからこれが診断は必ず精神科専門醫に限定されるよう改正されたいといふ趣旨であります。

○高部説明員 説明いたします。大正八年八月二十日の内務省發給一七一九號の精神病院法の施行に關する通知がありまして、その趣旨はできるだけ精神科の専門醫の診断を求めなさいといふことになつております。ところが精神科の専門醫といふものは、全國に數が割合に少いのでありまして、それを立法化してぜひ精神科専門醫の診断を受けなければならぬといふことになつて、かえつて一般の民衆の方々の非常な不便を來すといふのが現況であります。それでこの問題は將來もつと精神科専門醫といふものが殖える時期を待ちまして改正すれば可能ではないかといふふうに考へて、ただいまのところはこの法の運営によりまして適當に解決さるべきと思ひます。附け加えますが、この陳情書のように行政官廳から不當な取扱いを受けたといふふうな方の場合には、當然訴願の途が開けておりました。それによつて必ず精神科の専門醫の診定を受けられるようになつております。國民がこの法の改正をしなければ非常な困窮を來すといふことはまずないと政府の方は考へておる次第であります。

○小野委員長 日程第一五、秋田縣水害に對する救済に關する陳情書外二百五十七件、第三二二號、日程第十七、秋田縣水害に對する救済の陳情書外三百三十五件、第三二八號、右一括して議題といたします。

○川井専門調査員 三二二號は、さる七月下旬東北地方を襲つた豪雨で秋田野下被害は特に著しく、家屋は流失し田舎は荒廢し復舊工事は容易ではないから、國において十分救済の策を講ぜられたといふのであります。三二八號は右と同様であります。

○小野委員長 政府の意見を求めます。

○高田説明員 實情をよく調べまして善處いたしたいと思つております。

○小野委員長 日程第二三、少年保護事業援助に關する陳情、第四五七號。

○川井専門調査員 終戦後青少年の犯罪増加に伴い、政府の民間少年保護團體に收容保護を委託する犯罪少年並びに虞犯少年の数は著しく増加しているが、これら團體は近時の經濟事情に禍されて、衰亡の一途をたどり、現状のままでは閉鎖的やむなきに立ち至ること明らかである。ついでには、速やかに委託補給費の大幅増額と施設費の特別助成等措置を講ぜられたといふ趣旨であります。

○小野委員長 政府の意見を求めます。

○松崎説明員 私設の少年保護事業につきましては、設備費につきましては、新憲法の解釋上補助できないといふこ

とになつております。一人一日あたり
の生活費の依託費につきましては、現
在主として生活保護法によつて委託費
を支出しております。少年教護院にお
きましては、少年教護法が現在施行さ
れておりますので、生活保護法とは別
個に少年教護院に對しては支出してお
りません。少年教護院は国立及び都道府
縣立が大部分でありますので、その事
務費を含めてやっておりますので、一
人あたり単價は生活保護法よりも若干
上まわつております。しかしこれは事
務費を含めておりますので、若干は、
上まわつてゐるといふ結果になつてお
ります。大幅引上げにつきましては、
將來とも財政當局との折衝にまづとい
うことになつております。

○小野委員長 日程第二四は都合によ
り延期いたします。日程第二八、国立
療養所果生園獄死事件に關する陳
情、第五〇三號。
○川井専門調査員 国立療養所果生園
生園の獄死事件の真相が同園患者一同
の名において公表されたが、長年月に
わたりかかる惨虐行為が隠密に付され
ていたことは遺憾にたえぬ次第であ
る。ついでには本件に關し正義人道のた
め、峻厳かつ公正な調査と裁判の行わ
れるよう要望するといふ趣旨でありま
す。

○小野委員長 本件についてはすでに
本委員会から調査員を派遣して調査し
た次第でありますので、この際一應
聴きおく程度にいたしましたと思いま
す。
○小野委員長 日程第三三、建築物利
用に關する陳情、第五四二號、日程第
三四、井戸完備に關する陳情、第五五

七號、日程第三五、巡回醫療に關する
陳情書、第五五八號、日程第三六、公衆
浴場に關する陳情書、第五六〇號、日
程第三七、耐乏生活實踐に關する陳情
書、第五六一號、右一括して議題とい
たします。

○川井専門調査員 五四一號は、神社
佛閣その他宏大なる家屋はその所有の
如何によらず、内部の整理をして、住
宅に困る者に利用せしめこれに應じな
い場合は、徹底的に處罰し、又所有者
借家権者の住居坪数は一人二坪半以内
に、新借家人は一人一坪に限定して住
居の確保をはかられたらまいと思つて
おります。
次に五五七號は、現在飲料用水とし
て用いられてゐる井戸にして、施設不
完備で不衛生と認められるものは、警
察又は町村役場で改良を命じましたは改
良修理を代行して、その費用は設備者
又は利用者へ負擔せしめるようにし
て、完備をはかられたらまいと思つて
おります。

五五八號は、この頃千葉醫大で治療
班を組織して農漁村に巡回診療したと
のことであるが、學業の餘暇その他を
利用して醫師不足の箇所を隨時巡回さ
れるようにはかられたらまいと思つて
おります。
次に五六〇號は、公衆浴場にして日
を定めて特定の會社等と契約して、社
員等に入浴させて一般の入浴を禁じて
いるところがあるが、これは資本家の
獨占とも見られ、民主主義に反するか
らこのようなことのないように要望す
るといふのが趣旨であります。

五六一號は、現政府は國民に對して
耐乏生活を實踐して、それらの業務
に専念するよう奨励してゐる、これが

實踐は何人も承知してゐるところであ
る、ついでには生命維持に特に必要でな
い酒類の如きは上下一様に廢止して、
國民生活の向上に特に努力をはかるよ
う善慮されたいといふのが趣旨であり
ます。以上。

○小野委員長 政府當局の意見を求め
ます。
○東政府委員、第五五七號についてで
ありますが、これはすでに傳染病預防
法第十九條第七項に於きまして請願の
趣旨のことはやり得ることになつてお
りますが、結局これは住民の方々の協
力がありませんで實際には行われま
せんので、請願のような方々を中心と
なつてこゝろの改革運動を起し
ていただきたいといふ考えでありま
す。

それから第五五八號につきましては、
これはひとり千葉醫大のみならず、全
國の各醫育機關に於いて、大部分のも
がさうなことを行つております。こ
のことは學生がその餘暇を活用するこ
うなことにも、またそれが將來の醫育
を完成いたします上にもきわめて有
益なことでありますので、厚生省とい
つたしましても、かような計畫並びに實
施に對しては、地方衛生部等を通じま
して極力應援をいたす方針をとつてお
ります。

○三木政府委員 第三六號につきまし
て、はなはだしい入浴難の折柄にもか
かわらず、特定の會社に浴場を獨占せ
しめて、市民の入浴を謝絶するといふ
ことは、公衆浴場の本旨に反して適當
でないと考えられます。従つて當局と
いたしましては、速やかに當該地方廳
に通牒いたしましたして、善慮いたした
と考へます。

○小野委員長 ただいま一括議題とい
たしましたら、日程第三三の建築物利
用に關する陳情につきましては、一時
延期することにいたします。同じく日
程第三七の耐乏生活實踐に關する陳
情につきましては、片山内閣總理大臣
がおひまがあれば御意見を伺うこと
にいたしますが、そのおひまがなければ
本委員会だけで適宜處理することに
いたしたいと思います。日程第三九は都
合により延期いたします。
本日はこれをもつて散會いたしま
す。

午後五時三十一分散會
(參照)
食品衛生法案(内閣提出)に關す
る報告書
一、議案の要旨及び目的
現行の食品等の取締に關する命
令の罰則等の規定は、昭和二十二
年法律第七十二號(日本國憲法施
行の際現に效力を有する命令の規
定の效力等に關する法律)第一條
の規定によつて、本年十二月三十
一日限りその效力を失うので、こ
れらの命令に代え、食品衛生に關
する新法律を制定して、飲食に起
因する衛生上の危害發生を防止
し、公衆衛生の向上及び増進に寄
與することを目的とするつもりで
あり、具體的には、食品及び添加
物、器具及び容器包装、標示、檢
査、營業等について公衆衛生上必
要な規定をなし、更に食品衛生委
員會の規定を設けて食品衛生行政
の民主的運営を期したものであ
る。

二、議案の可決理由

本案は、食品衛生の健全な發達
及び現行法令による取締の範圍に
おいて、その内容の實現を續行す
ることは、當然必要と認められる
ので、可決すべきものと議決した
次第である。
三、本案施行に要する經費
昭和二十二年 度追加豫算とし
て、五百五十四萬七千五百九十圓
を計上の見込である。

昭和二十二年十二月五日
厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿
醫藥部外品等取締法案(内閣提
出、參議院送付)に關する報告
書
一、議案の要旨及び目的
現行の昭和七年內務省令第二十
五號醫藥部外品等の取締規則は、
昭和二十二年法律第七十二號(日
本國憲法施行の際現に效力を有す
る命令の規定の效力等に關する法
律)第一條の規定によつて、本年十
二月三十一日限りその效力を失う
ので、從來の醫藥部外品等の取締
規則を廢止整備し、これに代る新
法律によつて、醫藥部外品の製造
業については、都道府縣知事の許
可制、化粧品製造業については、
都道府縣知事に對する届出制と
し、更に各製品の標示義務を定め
て、その販賣、營業の適正強化を
圖り、而かも各製品の製造、貯藏、
販賣に對する監督の實施に遺憾な
きを期し、以て有害非衛生なる懸
質品の製造を目的としたものであ
る。

三、議案の可決理由

二、議案の可決理由

本案は、醫藥部外品及び化粧品
の公衆衛生に關する取締上當然必
要であると認められるので、これ
を可決すべきものと議決した次第
である。

右報告する。

昭和二十二年十二月五日

厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復
等營業法案(内閣提出)に關する
報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の按摩術營業取締規則、鍼
術灸術營業取締規則、柔道整復術
營業取締規則、昭和二十一年厚生
省令第二十八號(按摩術營業取締
規則及び鍼術灸術營業取締規則の
特例に關する省令)及び昭和二十
二年厚生省令第十一號(醫藥類似
行為をなすことを業とする者の取
締に關する件)の各々、昭和二十
二年法律第七十二號(日本國憲法
施行の際現に效力を有する命令の
規定の效力等に關する法律)第一
條の規定によつて、本年十二月三
十一日限りその效力を失うので、
これらの諸命令を廢止整備して、
系列的法文化を圖り、單獨法とし
たのである。

この法案では、これらを業とす
る者には、すべて都道府縣知事の
免許制とし、且つ免許條件を強化
して、この種業者の素質向上を圖
り並びに指導監督を増強して、保
健及び醫療衛生の合理的科學的施
術を目的としたものである。

二、議案の可決理由

本案は、醫師以外の者の行い醫
學上施術で、これらが國民保健衛
生上に及ぼす効果は、相當なもの
と認められるので、これを可決す
べきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する經費

諮問委員會の費用として、本年
度は、既定經費により、又來年度
は、約三萬圓の見込である。

右報告する。

昭和二十二年十二月五日

厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿

船員保險法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に關する報告
書

一、議案の要旨及び目的

この法律案は、陸上勞務者に關
する失業保險法及び失業手當法と
同一趣旨に立脚するもので、海上勞
務者に關する船員保險法を改正し
て、船員の失業保險及び失業手當
制度を創設し、船員が失業した場
合に、保險給付として失業保險金
又は失業手當金を支給すると共
に、職業安定機關と密接な連絡の
下に、船員失業救済の萬全を圖り、
その生活を保障したものである。

二、議案の可決理由

船員の失業に對する失業保險制
度及び失業手當制度の確立は、海
上勞務者の生活安定上當然必要と
認められるので、本案は可決すべ
きものと議決した次第である。
三、本案施行に要する經費は、次の
通りである。

事務費 二百八十六萬三千圓

給付費國庫負擔

三千九十九萬一千圓

合計

三千三百七十六萬四千圓

右報告する。

昭和二十二年十二月五日

厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿

報告書

和歌山縣下朝熊部落の人權保障に
關する請願(田中松月君外二名紹介)
(第九二八號)

右の請願は取下を許可すべきものと
議決した、よつてここに報告する。

昭和二十二年十二月五日

厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿

報告書

五大都市における結核療養所を市
營に復元の請願(門司亮君紹介)(第
五二二號)

右の請願は取下を許可すべきものと
議決した、よつてここに報告する。

昭和二十二年十二月五日

厚生委員長 小野 孝
衆議院議長松岡駒吉殿

7

昭和二十三年二月二十七日印刷

昭和二十三年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(八八二)